



Title	日本の原子力政治過程（3）－連合形成と紛争管理－
Author(s)	本田, 宏; HONDA, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 54(3), 220-160
Issue Date	2003-08-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15222">https://hdl.handle.net/2115/15222</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(3)_p220-160.pdf



# 日本の原子力政治過程（3）

## ——連合形成と紛争管理——

本 田 宏

### 目 次

- 序論 エネルギー政策の転換の契機はどこにあるのか
- 第一章 原子力をめぐる政治過程の分析枠組み
- 第二章 支配的連合と「基本合意」の確立（1954-67）
- 第一節 支配的連合の形成（以上54巻1号）
- 第二節 支配的連合の確立
- 第三章 批判勢力と受益勢力の形成（1954-74）（以上54巻2号）
- 第四章 与野党伯仲下の反原発運動の確立（1974-78）
- 第一節 原発反対運動の全国化
1. 漁民の反対闘争と反むつ闘争
2. 原発訴訟
3. 柏崎原発闘争
4. 都市の反原発市民運動の形成
- 第二節 ブロック間関係の先鋭化
1. 社会党の派閥抗争の激化と総評の介入
2. 原子力をめぐる労働間対立の明確化
3. 原水禁の反原発路線の安定
- 第三節 行政機構新設・アセス法制化阻止・核燃料税
- 第五章 保守回帰の下での紛争の激化と儀式化（1979-85）
- 第一節 公開ヒアリング闘争
- 文献
- 図表（以上本号）

図表目録

図4-1：日本の反原発運動の動員組織

## 第四章 与野党伯仲下の反原発運動の確立（1974-78）

### 第一節 原発反対運動の全国化

自民党は1974年7月の参院選で敗北し、参議院でも「保革伯仲」状況が出現した。10月には『文藝春秋』に掲載された作家の立花隆らによる記事が、田中角栄のファミリー企業による土地転がしなど貪欲な資金づくりを暴露する。田中流金権政治への批判は一層強まり、田中は11月26日に退陣を表明した。こうした自民党政権の危機の最中に、原子力船「むつ」の「漂流」事件が起こった。1974年9月1日、科技庁長官は出港阻止行動に訴えていた青森県むつ湾の漁協や、むつ市民、革新団体などからの批判に抗して、荒天下での隙をついて「むつ」の洋上出力試験を強行したところ、放射能漏れ事故を起こした。このため「むつ」は漁民の体を張った寄港阻止行動に阻まれ、45日間にわたって洋上「漂流」を余儀なくされた。この事件はマスコミによって派手に報道され、原子力批判は世論の間でも一定の正統性を獲得し、全国各地で原発反対運動を活気づかせた。またこの事件を機に、東京や大阪、京都など大都市の消費者運動や公害反対運動が原発問題に取り組むようになった。さらに田中首相は原子力行政改革を検討する首相の諮問機関を設置する方針を打ち出した。この「原子力行政懇談会」は三木内閣下で設置され、その提言は福田内閣以降に実施に移されることになる。こうした政府対応については本章の第三節で検討する。第一節ではまず、この時期の反原発運動の主な形態を概観し、運動の戦術的有效性を検討する。野党ブロック間の権力関係については、第二節で検討する。

#### 1. 漁民の反対闘争と反むつ闘争

日本の原発計画のほとんどは低開発地域の海岸部への立地を図ったので、立地闘争の最初の主要な担い手となったのは、漁業を主要産業とす

る町村の住民と、それを組織する漁業協同組合であり、地縁的・職業的結びつきが運動の結束を保障した。漁協ぐるみの反対闘争は、先述の芦浜原発をめぐる「長島事件」（1966年）での実力闘争に端を発し、1968年から1970年代初頭に向け、各地の初期の原発計画や東海村の核燃料再処理工場に反対する闘争を先導した。特に1974年夏、「むつ」の大湊港出港及び帰港に対する実力阻止闘争で頂点に達した。

漁協を中心とした初期の反対運動の特徴は、経済的利害関係を反対の第一義的な動機としていることであり、漁業権の防衛がその焦点であった。このため抗議行動はしばしば激しい形態をとった。ただ反対闘争の過程で、一部の漁民は原発による漁業破壊から環境問題へと視点を広げた。漁協の大半が当該地域の漁業の将来展望や漁村の生活様式に強い誇りと自信を持っている場合は、多数の漁協の共闘が実現し、町の当局も巻き込んで強力な拒否権を発揮することがあった（例えば芦浜や熊野、那智勝浦など紀伊半島の原発計画の挫折）。また1970年代半ばまでのむつ闘争のように、県漁連を巻き込むまでに紛争が拡大した場合も政治力は大きかった。加えて、日本の原発立地手続が全般的には批判勢力による有効な挑戦の機会を閉ざしている中、地権者と並んで漁業者の経済的権利が自民党体制の下で手厚く保護されてきたことは、漁協の抵抗力の制度的な根拠となった。

その反面、漁協は地域の保守的な有力者の人脈に組み込まれており、選挙では自民党支持層に属している。従って有力者を通じた電力会社の切り崩し工作により、漁協間や漁協内で原発に対する意見が分断され、統一行動がとれなくなると、補償交渉を中心とした条件闘争に転化することが多かった。また漁協の拒否権が有効なのは、補償と引き換えに漁業権を放棄するまでにすぎない。増設の際にもしばしば漁業補償が行われるが、すでに漁業権を一部にせよ放棄して補償金を受け取った経験を持っているので、もはや組織的な抵抗力は決定的に失っている。電力会社が既設点への増設に戦略を転換したことも、漁協ぐるみの反対闘争の沈静化につながった。

こうした弱点は漁協ぐるみの闘争に一般的に見られたものであるが、むつ闘争に特有の限界についても指摘しておこう。むつ事件は確かに原子力に国政の課題としての注目を集める契機となったが、例えばドイツ

のヴィール原発敷地占拠と比べ、反原発運動全体の拡大に及ぼした効果は限定されていた。その理由は第一に、むつ事件が原子力船開発という原子力開発の周辺的部分で起こったためである。従って、むつの不祥事は原子力開発利用自体への問題意識を喚起するよりは、原子力船開発という瑣末な事業に固有の問題として扱われるか、せいぜいのところ、科技庁の原子力行政の不備として捉えられたにすぎない。第二に、むつ闘争の主体となった漁協にも、反原発運動全体を代表する意思と資格が欠けていた。青森県の漁協の大半は、むつ闘争を契機に原子力全般の問題性に目覚めることはなく、やがて佐世保市が修理港として「むつ」受け入れに応じ、また政府・自民党が新母港の予定地を、同じ青森県・下北半島でも漁協の抵抗が強い陸奥湾に面した大湊ではなく、北海道に面した関根浜に決定すると、青森県の漁協の主流は地元の一部漁民を見捨てて反対闘争から手を引いてしまった。第三に、「むつ」の青森県・大湊母港撤回に伴う新母港探しのため、紛争の火が長崎県対馬や佐世保市に飛び火する頃には、反対闘争の主導権は総評・社会党を中心とした革新共闘組織に移っていたが、同ブロックや共産党、公明党などの政治組織と、漁協との間に広範で持続的な共闘関係は形成されず、そこから新たな政治主体が形成されることもなかった。しかも、むつ闘争には広範な市民層の参加がきわめて限られ、むしろ旧来の教条的な「新左翼」セクトも介入してくるなど、党派的側面が突出していた。

こうして1970年代後半に漁協の反原発闘争は急速に衰退する。1981年の一部の新規計画地点を除き、目立った抗議行動はなかった(図4-1)。青森県六ヶ所村の核燃料サイクル基地建設計画に反対する運動も、1986年の環境調査の際は漁船デモが行われたが、全体としては漁協よりも農協による反対運動の方が顕著に見られた。

## 2. 原発訴訟

日本の反原発運動では、司法的手段はどのような位置を占めてきたのだろうか。本研究の抗議行動のデータによると、1966年から1991年までの間、広義の「司法的行為」は57件あり、比率にして9.7%にのぼる。行政訴訟提訴の前哨戦である行政不服審査法に基づく異議申立てなどを除いても、行政訴訟・民事訴訟・刑事告発・検察審査会への異議申立

て・裁判官忌避などの行為が抗議行動の7%以上、行政訴訟だけでも全体の3.3%を占める。

ルフト (Rucht 1994, p.461) によると、反原発抗議に占める訴訟の比率は、「訴訟王国」と言われる米国で0%、フランスで1.6%、西ドイツで3%となっている。反原発運動にとって、フランスで訴訟の有効性が極めて低く、ドイツで高かったことはよく知られているが (Nelkin and Pollak, 1981)、日本では原発訴訟の有効性が低いにもかかわらず、欧米以上に高い比率を占めている。ルフトとはデータのとり方が異なるとはいえ、このような結果は抗議手段の有効性が利用の多さとなって表れるという単純な想定に疑問を投げかけるものといえるだろう。

通時的な視角から見ると、司法的手段の利用は、1968年から1991年に至るまで恒常的に存在している。その内容をさらに詳しく見てみると、1970年代にはまだ、四大公害裁判の記憶が残り、また伊方原発訴訟で安全性論争が活発に展開され、科技厅の情報公開の前進も促したため、原発訴訟勝訴への期待が反原発運動の側に存在した。他方で原発の大量発注時代の到来は、住民運動側に提訴を余儀なくもさせた。

ところが1978年の伊方原発訴訟第一審判決での原告側敗訴以後、どれだけ真剣に科学論争を展開しても、国を相手取った原発訴訟で勝訴することは困難であることが明らかとなる。政治的争点の司法判断に消極的な裁判所の姿勢が次第に明白となり、裁判所は市民と国家の紛争の調停役というより、むしろ国家機関として紛争管理の役割を果たしていることが意識されるようになった (長谷川1990, p.67)。このことを象徴するように、1980年には柏崎原発闘争の一環で、反対派住民側から裁判官忌避が申し立てられている。

これに対し1980年代になると、原発の設置許可の取り消しを求める行政訴訟や建設工事差止を求める民事訴訟ではなく、運転中の原発の事故や違法工事などに際し、電力会社などを刑事告発したり、裁判闘争を株主運動と組み合わせて活用する試みが現れてきた。その代表例は原発銀座と言われる福井県敦賀湾で総評系労組と協調した運動を展開した原発反対福井県民会議による刑事告発 (1981年、1987年) や、九電反原発株主による株主総会決議取り消し訴訟 (1984年)、伊方原発2号炉出力調整試験に伴う刑事告発 (1988年に2件)、福島第二原発3号炉事故後の

運転再開に対する刑事告発や差止を求める民事訴訟（1991年）がある。こうした種類の闘争は、勝訴自体より、新しい切り口での司法的手段の活用による世論の喚起に重点があった。原告団も作家（松下竜一、広瀬隆）や大学講師など、比較的少数の専門的活動家が中心となっていた。

さらに日本では裁判所が国家の社会統制機関としての役割を伝統的に担い、また強めてきたのに対し、日弁連は、単なる法曹三者の一つにとどまらず、野党的な批判勢力の機能を果たしてきた。特にその公害対策・環境保全委員会は原子力などの問題に関して実地調査を行い、そのことが「住民運動組織と弁護士を結びつける一つの契機となり、実質的に訴訟の準備活動の性格を」持ってきた。とりわけ原子力に関しては、「原発銀座」と言われる福井県若狭地区で行なった実態調査に基づき、1976年10月に仙台市で開いた日弁連の人権擁護大会では、原発の運転と建設の中止などを求める決議を行っている。日弁連は1983年10月にも金沢市での人権擁護大会の一環として原発シンポジウムを開き、1990年の人権擁護大会でも原子力施設の運転や建設の一時中止などを求める決議を行っている。さらに1992年から1996年にかけて、欧米での核燃料サイクル政策やエネルギー政策について現地調査を行い、1998年1月には青森市で日本のエネルギー政策と核燃料サイクル政策を検証するシンポジウムを東北や青森の弁護士会と共催している（日弁連1994；1999）。

以上のことから、日本の反原発運動で司法的手段の活用が比較的多い理由は以下のように説明できる。第一に、特に1970年代に顕著だが、他の政治的回路が閉ざされているため、既成事実の進行に対して住民運動側が裁判に訴えざるをえない（長谷川1990、p.68）。ドイツでは裁判闘争の有効性が比較的高いが、他の政治的機会構造も開放的なため、工事の中断をもたらすことができるにすぎない裁判闘争の活用は限定される。第二に、1980年代以降、専門的活動家が新しい切り口で司法的手段を世論喚起のために活用するようになった。第三に、日本では弁護士に社会的批判勢力としての役割が期待されているためである。

### 3. 柏崎原発闘争

立地闘争のうち、朝日新聞（縮刷）版で報道された抗議行動が最も多かったのは柏崎刈羽原発闘争である<sup>(1)</sup>。全国新聞の注目度という基準で

評価する限り、日本最大の原発立地闘争であったと言えるだろう。同原発闘争はまた、同時期のドイツの反原発運動に似て攪乱的な直接行動と裁判闘争を主な戦術とした代表的な事例でもある。新潟県柏崎市の荒浜地区では、1969年の東電による原発計画の正式発表後、社会党や新潟県評青年部や地区労の若手労組員、学生活動家などの支援を受けながら、活発な住民運動が台頭した。住民運動の担い手となったのは、ともに芳川広一社会党柏崎市議が代表を務めていた柏崎原発反対地元守る会連合と柏崎原発反対同盟であった。1972年7月には、条例の制定を伴わない世帯単位の自主投票の形ではあるが、原発の是非を問う日本初の住民投票を当該地区で行っている。その後、漁業補償交渉の締結や、1974年7月の電調審での計画着手承認を機に、反対闘争は、より攪乱的な手段に訴えるようになる。1974年6月、反対派は建設予定地に、荒浜村が柏崎市に合併する前の時代からの入会権が存在することを主張し（共有地闘争）、現地に団結小屋一棟を建設した。

1977年9月、1号炉に対して総理大臣が原子炉設置を許可し、着工が差し迫る中、労組員を大量に動員した反対派の総決起集会在二千人の参加を得て開かれた。10月初めには原発予定地内にある市有地（上記の旧入会地）の東電への売却を審議する臨時市議会開会を実力で阻止するため、住民や労組員三百人が柏崎市役所内に座り込みを行って五百人の機動隊に排除され、市役所の外では支援労組員ら千人が機動隊と小競り合いになった。臨時市議会では売却に対し、公明党が反対、社会党と共産党が審議拒否で応じたが、保守系と民社党の賛成で可決した。これを受け10月下旬には裁判闘争の第一弾として、13人の住民が、共有地であることを理由に、東電に対して原発設置禁止を、また柏崎市に対して土地売却による不当利得返還を求める民事訴訟を新潟地裁長岡支部に起こした。その三日後には行政訴訟の前段として、住民7300人余が総理大臣の原子炉設置許可に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てを行った。

さらに1978年1月下旬には、新潟県知事が着工準備作業のため、原発建設予定地の保安林指定を解除し、3月には住民ら3100人余による行政不服審査法に基づく異議申立てを却下した上で、森林法に基づく聴聞会を、17世帯43人に利害関係者を限定して1978年3月末に開いた。開催の阻止のため会場内に座り込んだ住民や労組員三百人が排除されると、こ

れに抗議して陳述人や傍聴人も全員が聴聞会をボイコットした。結局、保安林は1978年7月、東電作業員の奇襲により全て伐採された。保安林指定解除処分の取り消しを求める行政訴訟も1978年5月に新潟地裁長岡支部に提訴されていたが、伐採により訴えの利益がなくなり、1980年1月に訴訟は取り下げられた（『反原発新聞Ⅱ』、283頁）。1979年7月にはさらなる裁判闘争として、新潟県評と社会党、住民で構成された柏崎・巻原発設置反対県民共闘会議が原告千五百人で、総理大臣（所轄の変更により途中で通産大臣に変更）を被告として原子炉設置許可取り消しを求める行政訴訟を新潟地裁に起こした。

その間、反対派は「入会地」内の団結小屋に加え、1975年には約1キロ離れた地点に「浜茶屋」と称する小屋を建てていたが、1977年10月、臨時市議会の決議に続き、東電がこの土地を買収し、1980年4月、強制撤去の仮処分を申請した。この審尋をめぐり反対派は裁判所の応対に不満を募らせ、10月、新潟地裁長岡支部の三人の裁判官忌避を東京高裁に訴えたが、12月に棄却される（最高裁でも却下）。審尋を再開した新潟地裁長岡支部は1981年2月に仮処分申請を認め、これに基づき二小屋の強制撤去を行った。新潟県評の労組員や反対派住民ら三百人はスクラムを組み実力阻止を図ったが機動隊千人に排除された。

さらに、団結小屋のあった旧村有地が入会地であることを理由に建設中止と不当利得返還を求めた民事訴訟（1977年10月提訴）は審理が長期化し、1990年7月ようやく、新潟地裁長岡支部は原告住民の訴えを退けた。運動側の控訴断念で、判決は確定した（『反原発新聞Ⅱ』、282-283頁）。また原子炉設置許可取り消しを求める行政訴訟も1994年3月に訴えが棄却され、原告住民は同年4月に控訴した。

既成事実は着々と進行した。1980年12月には柏崎市で通産省・資源エネ庁主催の柏崎原発2号、5号炉の第一次公開ヒアリングが行われた。当日は社会党や県評に動員された労組員ら六千人が集結、また前夜から会場を包囲していた一部の反対派は機動隊二千人もみ合い、警官3人、労組員14人が重軽傷を負った。がら空きとなった会場では陳述人20人に各人10分の質問時間が割り当てられ、東電から10分の回答を受けるという形で進められた。陳述内容はほとんど推進派の立場であり、陳述人に選ばれなかった人の意見は公表されなかった。

1983年1月に新潟市の新潟県庁で開かれた原子力安全委員会主催の2、5号炉の第二次公開ヒアリングでは意見陳述は文書方式へと形骸化された。1984年6月には東京電力による柏崎1号機への初の核燃料搬入が行われ、原発現地に千人が、また沿線や周辺に千四百人が抗議のため集結した。座り込みを行なった百人は六百人の機動隊に排除された。さらに1986年7月、東京電力による1号機用核燃料の搬入に抗議して反対派住民千人が集結した。チェルノブイリ原発事故後とはいえ、全体的には反原発運動がまだ停滞期を脱していない時期としては、例外的に大きな動員だった。しかし既成事実は阻止できなかった。1号機は1985年9月に、また2及び5号機はともに1990年に、3及び4号機は1993年及び1994年に運転を開始した。いずれも1100MW級の巨大原発であったが、これに続く6号、7号機はそれを上回る1350MW級の超大型となり、GE社と東芝、日立が共同で開発した「改良型」沸騰水型軽水炉（ABWR）である。この二基が1996年から1997年にかけて運転を開始すると、柏崎刈羽は総発電設備容量8212MWという世界最大の原発となった。

他のサイトと比較して柏崎の反対運動はなぜ激しかったのだろうか。第一に、この地域の政治風土がある。「新潟県の政治風土は、田中角栄に象徴されるように、体制順応、お上意識が強いと思われる。しかしその一方で、戦前からの農民の強い抵抗、小作争議の激しい土地柄でもあった。雪深い貧しい農村は、ずばぬけた忍耐力をつちかっただが、それはまた、ひとたび闘いがはじまれば徹底して闘い抜く根性とも共通している」（月刊社会党編集部1985、114頁）。こうした戦前の農民運動からは、稲村順三や三宅正一ら、戦後の社会党の有力政治家も輩出した。しかし戦後一時は高揚した農民運動も、農地改革を受けて沈静化・保守化し、またイデオロギー的な争点を重視した社会党から、実利志向の農民票は離れていった。県内の社会運動の担い手は県評が組織的に担う労働運動となり、高度成長期以降、その最大の政治課題は柏崎原発阻止闘争だった。1980年代前半までに、県評・日農などが組織した柏崎・巻原発反対県民共闘会議は、13万人が結集する県内最大の政治組織になった。原発阻止闘争が県評の全県的に取り組む課題に発展した背景には、県評が1965年頃に阿賀野川有機水銀中毒、いわゆる新潟水俣病の問題を中心に、公害反対運動に取り組んだ経験がある（月刊社会党編集部1985、119-120頁）。

第二に、柏崎原発闘争の高揚は、田中角栄の地元であったこととも関係している。田中は、柏崎市長からの要望に応え、1970年代前半に通産相、そして首相として、電源三法の成立に努力を注いだ。また田中自身が、自己所有企業の室町産業と側近の刈羽村村長を介して、原発予定地を買い占め、東電に売却して多大な収入を上げたといわれる（鎌田1996、122-123頁）。同時に、柏崎原発計画は日本最大の電力会社、東京電力が首都圏から遠く離れた新潟に世界最大の原発を立地するものであった。

以上のような要因から、戦闘的な反対運動が形成された。にもかかわらず、そこでの対立の構図は保守対革新の図式にはまっており、反対派の動員基盤は広がらなかった。またドイツのヴィール闘争の例が示すように、攪乱型の直接行動は世論の支持に加え、裁判闘争との相乗効果によって初めて有効となるが、こうした条件も柏崎刈羽原発闘争には欠けていたと言えるだろう。

#### 4. 都市の反原発市民運動の形成

1975年前後から、総評系の原水禁と友好関係を保ちながら、東京や京都、大阪など大都市で主として啓発的な活動を行う反原発の市民運動が登場してくる。この反原発市民運動は、各地の住民運動グループ間の連携強化に寄与し、原水禁や各県評とともに1980年代初頭までの反原発運動の主流を構成した。チェルノブイリ事故後の反原発運動の新しい波に比べると、広範な市民層への浸透には欠けていたが、前者の高揚をある程度支えるインフラストラクチャーの役割も果たした。

都市の反原発市民運動の萌芽の形成を先導したのは批判的科学家の登場である<sup>(2)</sup>。国立大学などの若手の原子力関係研究者が1970年に結成した全原連（全国原子力科学技術者連合）のメンバーは、全国各地の原発建設地点の住民運動への支援を先駆的に行っていた。こうした動きは日本だけでなく幾つかの西側諸国にも見られたが、その火付け役となったのは米国の原子力論争と批判的科学家の登場であった。

1969年以降、アーサー・タンプリンとジョン・ゴフマンら、原子力体制内の権威ある専門家が、人体への放射線の影響が従来の想定よりもはるかに大きいと考えられることを指摘し、放射線防護の強化を求める論陣を張るようになった。1971年5月には、緊急炉心冷却装置（ECCS）<sup>(3)</sup>

の作動実験を米国原子力委員会（AEC）が行い、失敗に終わったことが明るみに出た。これを契機に ECCS 論争が始まり、1972年から1973年にかけて AEC が主催して開かれた ECCS 公聴会では、「憂慮する科学者同盟」（Union of Concerned Scientists, UCS）が批判的専門家集団として中心的な役割を果たした。こうした米国の動向に刺激され、また商業用軽水炉の建設・運転の世界的な本格化や世界的な環境保護思想の台頭を受け、原子力安全論争は全世界に飛び火した（吉岡1999、147-148頁）。

日本では1970年代初頭、すでに運転を開始していた東海や敦賀など初期の原発の周辺で放射性物質が相次いで検出され、軽水炉の安全性に対する具体的な懸念が広がっていた。米国での論争は、日本でも逐一紹介され、日本政府の原子力政策に対する原水禁や日本科学者会議による批判の論拠となった<sup>(4)</sup>。

一方、消費者運動も1974年以降、反原発運動に乗り出す。石油危機に便乗した商社や大企業による土地や株式、商品の買占めは「モノ不足」騒ぎを起し、また便乗値上げがインフレを悪化させていた。特に九電力会社はエネルギー危機を理由に電気料金の一斉値上げに踏み切り、1974年6月には56.8%、1976年夏には23%という大幅な値上げを行った（宮本1989）。これに対し消費者運動は政府や企業への批判を強め、特に電力会社の電気料金値上げに対しては消費者の不払い運動が発生した。「この不払い運動の中で、素人の私たちにわかってきたことは、電気料金の値上げがあたかも原油の値上げによるものだとの宣伝にもかかわらず、実は原発推進、建設のための巨大な費用の徴収にはかならないとの確信もつに（ママ）いたりしました」。「“石油ショック”以来、政府、電力業界は『資源、エネルギー危機』を最大限に利用して（中略）原発推進キャンペーンのために莫大な広告費を使っています。私たちは、この原発推進キャンペーンこそ、原発予定地住民の反対が強いため、都市住民の『原発やむなし』という『必要の論理』の世論形成－国民的イデオロギーとして定着させ現地住民の反対闘争を『国策に反対する地域エゴ』として封じ込めていく作戦にはかならないと思っています」（公共料金の値上げに怒っている会「軒下での反原発闘争を！」1976年1月18日、『国民政治年鑑』76年版、747頁）<sup>(5)</sup>。また1974年夏には原子力船「むつ」の事件が発生した。こうした事件を背景に、各種消費者団体で活動して

いた都市の主婦が主体となり、1974年秋、消費者の立場から原発問題に取り組む組織として「ひとりひとりが原子力の恐ろしさを考える会」(略称「ひとりの会」)が結成された。また農林省の官僚を辞めた竹内直一を中心に1969年に結成された「日本消費者連盟」は、新しい消費者運動の中心的役割を果たしていたが、この日消連も反原発の姿勢に立った。

消費者運動と原水禁に加え、反公害市民運動（自主講座、公害問題研究会）も同じ頃、東京で反原発運動への関与を強める。このうち、全国の反公害運動のネットワーク的役割を果たしていた「自主講座実行委員会」（東京大学助手だった宇井純が代表）は、反原発運動への取り組み強化のため、実行委員の一人だった松岡信夫を中心に「自主講座原子力グループ」をつくった。このグループからは1978年に「市民エネルギー研究所」も生まれた。

1975年4月、その松岡らの発案により、先述のアーサー・R・タンブリン博士を「環境月間」とされている6月に招くことが計画され、日本各地での講演を実現させた。同博士は当時は環境団体の「天然資源防衛会議」(Natural Resources Defence Council)で反原発運動に取り組んでおり、1973年夏にも原水禁国民会議の招きで原水禁世界大会中に来日したことがあった。1975年6月の同博士招聘の運営主体として「反原発市民連絡会議」が初の反原発全国組織として結成され、自主講座、原水禁国民会議、日消連、ひとりの会、「原爆体験を伝える会」、及び「公害問題研究会」という東京の6団体が事務局を構成した。同様の流れの中で、1975年8月24日から26日までの3日間、初の「反原発全国集会」が京都市で開かれ、三重県熊野、女川、東海、伊方、川内、玄海、島根、柏崎などの反原発住民十数団体、3日間で述べ1800人が参加した<sup>(6)</sup>。

さらに1975年9月には「原子力資料情報室」が発足した。その前身は原水禁が1972年11月に全国事務局内の一室に設置した「原発・再処理工場設置反対運動情報・連絡センター」である。1972年1月末に原水禁国民会議が敦賀市で開いた「原発・再処理工場設置反対全国活動者会議」で提起された、この「情報・連絡センター」設置は、各県原水禁と総評系労組、及び各地の住民団体から構成される「原発・再処理問題全国共闘組織」の将来的な結成を念頭に置いたものと当初は理解されており、ただ「原発反対運動の全国組織をいまずぐつくることはできないにして

も、統一した情報・連絡の機能は急いでつくられなくてはならない」との理由で先行設置されたのである（『国民政治年鑑』72年版、432頁、及び73年版、247頁）。全国運動組織は幻に終わったが、「情報連絡センター」は機関紙として『原発闘争情報』の発行を始めた（高木1999、148-149頁。原子力資料情報室1995、2頁）。

1975年になると、反原発住民運動の支援を行っていた研究者の間で、運動の中央司令部的な存在になりうる「センター」ではなく、多様な考え方を持つ反原発専門家の討論や交流の場となりうるような資料室をつくりたいという声が強まり、原水禁もこの動きを後押しした。そこで1975年9月、武谷三男を代表とし（1976年6月に辞任、情報室の運営は運営委員会制に移行）、実際の作業を担う専従の世話人は高木仁三郎が引き受ける形で「原子力資料情報室」が原水禁事務局の資料室で発足し、1976年1月には『原発闘争情報』の発行を「原発・再処理情報連絡センター」から引き継いだ。財政的には設立の趣旨に賛同した40名にも満たない会員からの寄付と原水禁からの若干の補助だけであり、無給の高木をボランティアが手伝うという形だった。ただ『原発闘争情報』の有料購読者数は1977年現在で780部に達していた（『原発闘争情報』34号、1977年5月30日号）。『原発闘争情報』は1987年に現在の『原子力資料情報室通信』に改称された。情報室の会員数は1980年までは創立当初から横ばい状態であったが、敦賀原発事故の起きた1981年から1985年にかけて徐々に増加して400名弱となり、チェルノブイリ原発事故後は急激に増加、1988年に1600人、1991年に2000人、1994年に2200人を超え、安定している。このように原子力資料情報室は1980年代後半から市民の間で役割が認知されるようになっていった<sup>(7)</sup>。また情報室の姉妹組織の「反原発運動全国連絡会」は、全国各地の反原発住民・市民運動の連携を強めるための「反原発新聞」の発行母体として1978年4月に発足し、西尾漠を中心に反原発運動の活動報告や原子力問題に関する情報を月刊で送り続けている（原子力資料情報室編1995、6-7頁）。

最後に、原水禁と原子力資料情報室、自主講座原子力グループなどが果たした海外との運動の窓口としての役割を指摘しておかねばならない。1970年代半ばから各国反原発運動間の連携が進展した。例えば1974年11月に米国の消費者運動指導者ラルフ・ネーダーの呼びかけで原発反対全

米市民集会「クリティカル・マス'74」（臨界量と批判的大衆を引っ掛けた命名）がワシントンで開かれたが、日本や英国、フランス、スウェーデンからも反原発グループの代表が招かれた。日本からは、伊方原発訴訟を支援していた科学者の市川定夫（京都大学農学部）が原水禁の斡旋で出席した。また同じ時期にパリで開かれたヨーロッパの環境運動の国際会議では、当時の反原発運動の高揚を反映して原子力が中心的テーマとなったが、西欧各国のほか、日本や米国の専門家や市民運動代表が集まった。日本からは自主講座の松岡信夫が出席した。また原水禁が例年夏に開く原水爆禁止世界大会国際会議には、1973年以降、欧米の反原発活動家の出席が多くなり、欧米で定期化してきた反原発会議と同様の機能を果たすようになった。この傾向は1970年代後半にさらに顕著となり、例えば1977年夏の原水爆禁止世界大会に原水禁が招いた外国代表の大半は反原発活動家であったという（砂田1978、93-98頁）。

## 第二節 ブロック間関係の先鋭化

原水禁が反原発運動への肩入れを強めたことが示すように、1970年代後半、原子力をめぐる野党各ブロックの立場は主体性重視の方向により鮮明化する。しかしこの時期に一層進んだ与野党伯仲状態は、野党ブロック間を協調へと促す契機もあわせ持っていた。「国会での議席差の減少は、（中略）野党陣営が団結して政権を掌握する可能性があることを示すものであった。だが、一方で、政策的にもっとも政権党に近い野党にとっては、野党陣営内の結束が困難な場合、柔軟な対応をする『保守』政党と妥協し、連合政権を樹立するインセンティブを与えるものでもあった。さらに、政党の力関係が議席の数で決まるため、政権獲得の可能性は野党内での党勢拡張競争を激化させた。『与野党伯仲』は野党の間に協力を促すとともに、相互の反発を強化するようにも作用したのである」（前田1995、136頁）。

与野党伯仲は1972年の衆院選と1974年の参院選で始まっていたが、1970年代後半には、「中道政党」の伸張と社会・共産の「革新政党」の低迷という特徴が加わることになった。田中の後継として首相に就任した三木武夫は、金権選挙の是正を目的とした改革に取り組み、政治団体

の収支公開などを内容とする政治資金規正法改正や、衆議院定数の変更を実現させた。また石油危機の際の買占めなどで企業批判が強まったことを受け、独占禁止法改正にも取り組んだ。しかし1976年2月にロッキード事件が発覚し、同年7月には田中前首相が逮捕されるに及び、三木首相が「疑獄徹底究明」の姿勢を打ち出すと、自党内主流派が反発し、首相の早期退陣を求める動きが活発化する。その間、1976年6月には自民党の体質を批判して自民党の衆参議員6名が離党して「新自由クラブ」を結成する中、自民党はさらに三木と反三木陣営に分裂した体制で1976年12月5日の総選挙に臨んだ。その結果、衆議院定数の20議席増加にもかかわらず、自民党の公認候補者の当選者数は前回より20議席以上少ない249議席となり、過半数割れを起こした。野党側は共産党が21議席減の17議席となって惨敗、社会党は5議席増にとどまって実質的に敗北したのに対し（123議席）、初登場の新自由クラブが解散時の5議席から17議席に、公明党が29議席増の55議席に、民社党も10議席増の29議席に躍進し、「中道」政党の台頭が目立った。三木内閣は敗北の責任を取って退陣し、1976年12月24日に福田内閣が誕生した。本節では、こうした与野党伯仲の先鋭化と中道政党の伸張にもかかわらず、どうして結果的には原子力をめぐり、野党ブロック間で遠心力の方がより強く働いたのかを、社会党、労働団体、及び原水禁運動に焦点を当てて明らかにする。

## 1. 社会党の派閥抗争の激化と総評の介入

1976年12月の総選挙における社会党の実質的敗北という結果は、社会党内の派閥抗争を再燃させた。鈴木派は構革派の江田（三郎）派と、反構革派の佐々木（更三）派とに分裂していたが、後者は社会主義協会を介して松本・野溝両派と左派連合を形成し、1970年11月に発足した成田・石橋執行部の長期支配を支えた。社会主義協会は、議員党的体質を批判し機関中心主義を訴える成田・社会党執行部の下、党機関紙『社会新報』の購読者や党員の増加に寄与し、党を組織や財政面で支えるとともに、掌握する国会議員数は少なかったものの、党大会代議員の大半を占める地方活動家に浸透して党内では一大勢力になった。協会はまた、総評執行部とも結びつき、全通や自治労など官公労内で影響力を強めた。1973年2月の第36回党大会では、中央執行部から江田派が完全に排除さ

れる一方、協会派が党大会代議員の二割前後を掌握して中執に進出し、派閥として前面に出てきた。しかしその台頭は反発も強めた。左派連合の一翼を担っていた佐々木派は親中国路線をとっていたが、中ソ対立の激化を契機に、親ソ路線をとる協会派と決別し、江田派に接近する。また、こうした従来の派閥とは別に、1973年2月には、右派や中間派の若手議員を中心に、労組依存から幅広い市民の党への脱皮を説く「新しい流れの会」が結成された（福永1996、262-263頁）。

社会党の派閥再編が始まるにつれ、野党間連合路線をめぐる論争も再燃した。1976年2月には江田が矢野・公明党書記長や佐々木良作・民社党副委員長らと「新しい日本を考える会」を結成し、再び「社公民路線」を提唱した。これに対し、社会党の成田委員長は従来の「全野党共闘路線」に立脚して1976年8月、ロッキード事件による政局混乱の收拾を目的とする社会党主導の選挙管理内閣を提唱した。総選挙での敗北後、「社公民路線」を支持する江田派及び「新しい流れの会」と、「中道」政党との協調へ転換しつつあった佐々木派が成田執行部の批判で結束する一方、協会系の国会議員は1977年1月に「三月会」を結成し、成田執行部の擁護に回った。中間派だった勝間田派は意見の相違から分解に向かった（前田1995、141頁）。

こうした新たな派閥対立の構図の中で1977年2月8日に開かれた第40回党大会では、代議員の約4割を占めた協会派が、勝間田派などと連携して、人事と路線問題の両方で圧倒した。成田委員長は無競争で留任が決まり、石橋書記長は対立候補を破って再選され、さらに選挙に持ち込まれた中執ポストでは全て協会派が勝利を収めた。路線問題では特に江田三郎が非難され、「全野党共闘路線」が確認された。江田は党内での改革を諦め、1977年3月に社会党を離党して社会市民連合（後の社会民主連合、社民連）を結成し、7月の参院選への出馬の意向を表明したが、5月に病死する。江田の離党を機に社会党内では執行部と、それを支配する協会派への非難が強まり、執行部は4月、左右両派を含む中央執行委員全員から成る「党改革委員会」を設置し、マルクス・レーニン主義的な党の綱領的文書『日本における社会主義への道』の再検討などを含む党改革案の作成方針を決定した。

こうした事態の進行に対し、社会党の分裂を恐れて積極的に調整に乗

り出してきたのは総評である。官公労が主導権を握ってきた総評は、1960年代から1970年代前半まで、戦闘的な労働運動を代表し、また社会党の抵抗政党化を後援してきた。しかし石油危機後の厳しい財政状況の中、公共セクターの地盤沈下が始まる。なかでも1975年11月、国鉄労組や全電通、全通、動労などで構成される公労協は、米軍統治と冷戦下の1949年に出された「政令201号」以来、争議権を奪われてきた公共企業体労働者へのスト権付与を要求する「スト権スト」を行ったが、交通機能の麻痺などに対して世論の非難を浴び、公労協のみならず、総評内で支配的な官公労全体の威信低下を招いた。また民間労組員数ではこの時期、同盟が総評を上回るようになり、春闘での主導権も同盟や、金属労組（IMF・JC）など民間大手労組が握るようになった。さらに厳しい経済状況下で、労働団体間の共同行動の模索も始まっていた。特に1976年10月には総評・同盟を横断する形で政府に対して制度政策要求を出していくため、民間大手労組から成る政策推進労組会議が結成された。こうした試みから、民間先行での労働団体再編統合の模索も本格化し、総評もこうした動きを無視できなくなってきた。

こうした状況下で開かれた1976年7月の総評定期大会は、市川議長・大木事務局長の体制に替わり、槇枝元文（日教組）と富塚三夫（国労）をそれぞれ議長と事務局長に選出した。新執行部の下で総評は、1976年12月の衆院選で組織ぐるみで支援したが伸び悩んだ社会党に、党改革を迫るようになった。槇枝議長は2月の党大会開幕時の挨拶で、社会党が派閥抗争を止めない場合には選挙での丸抱え支持を再検討すると述べた。

その後、1977年7月の参院選を前に、党内派閥抗争は一時休戦状態に入った。この選挙戦では、左傾化した社会党に対して好意的な態度を示した共産党との間に、国政レベルでは初めて社共の選挙協力協定が結ばれ、公明党との間では部分的な選挙協力のみが合意された。しかし選挙結果は、自民党の過半数維持と社会党の5議席減に終わった。参院選での敗北を受け、成田委員長は辞意を表明した。総評は参院選後、協会に純粹理論集団化を求め、9月に協会との間で合意が成立した。これを受け、党改革委員会でもその線で意見が集約された。こうして協会の活動の制限をめぐる論議が収拾されると、党内の関心は次期委員長と中執の人事に移っていった（『総評四十年史Ⅱ』、518頁；前田1995、144-145頁）。

参院選直後から、新委員長には左派的志向だが党内の特定派閥には足場を持っていなかった飛鳥田一雄・横浜市長が推され、自らも出馬への意欲を見せていた。1977年9月下旬に開かれた党大会では、不十分な党改革と派閥中心人事への不満を理由に離党者が出るなど、大会は混乱に陥ったが、12月の続開大会では、飛鳥田が無投票で選出され、また全党員による委員長公選制の導入や委員長権限の強化、「開かれた党づくり」という飛鳥田が要求していた項目を含む党改革案が満場一致で承認された（前田1995、145-146頁）<sup>(8)</sup>。社会主義協会は1978年2月の協会全国大会で「研究集団」になるとの自肅方針を決め、1980年代には脱会者が続出し、勢力を弱めていった（福永1996、264、289頁）。

こうして社会党は総評の介入を受け、協会の活動に歯止めをかけた。しかし政権構想では飛鳥田執行部も全野党共闘路線の継続を志向していた。飛鳥田は、政党レベルの連合形成の前に、大衆レベルの連合を築くべきという政権構想のイメージを持っていた。大衆レベルの連合は、様々な大衆団体によって「下から」持ち込まれた要望を議論することから自然発生的に形成され、そこから出てきた方向に乗れる政党が連合するという手順を踏むと捉えられており、政党レベルの事情で特定の政党を排除することには反対であった（前田1995、159-160頁）。

社会党に対する公明、民社両党の態度も冷却化し始めていた。1972年総選挙後に左傾化した公明党は、1976年12月の衆院選で躍進した直後に、これまで否定的に評価していた日米安保条約や自衛隊の事実上の容認や原発推進、企業献金の容認など、政策を現実主義的な方向へ修正することを表明していた<sup>(9)</sup>。ただ、1978年1月の公明党全国大会で矢野書記長は、飛鳥田の左派的志向に警戒感を示しながらも、政権構想と中央・地方両方での選挙協力における社公民路線を強調し、社会党にもその採用を求めた。同時に、公明党はこの党大会で、自治体首長選挙であっても社会党をブリッジとした共産党との協力をこれからは一切排除する方針を打ち出した。また民社党は従来から反共姿勢が強く、自衛隊や日米安保条約に肯定的な立場は、社会党と真っ向から対立した。民社党は七五年運動方針から、政権構想として、保守政党との提携可能性に力点を置き始め、この姿勢は議席増となった1976年末の衆院選と1977年7月の参院選を経て、さらに強まっていく。1978年4月の民社党大会で採用され

た運動方針は、社会・共産の「無責任野党」との連携を排除し、公明・民社・新自由クラブの中道「責任野党」主導による自民党との「大連合」の可能性を明示し、社公民路線を否定した（前田1995、147-151頁）。

社会党と民社党の執行部がそれぞれ社公民路線に否定的な方針を打ち出したのを受け、公明党も中道結集への傾斜を強める。例えば1978年5月から、公明・民社両党を中心に、新自由クラブと社民連を含めた中道四党党首会談が開始された。同時に、総評と公明党の関係も冷却化した（前田1995、161-165頁）<sup>(10)</sup>。

以上述べてきたように、与野党伯仲状態の進展にもかかわらず選挙で社会党が低迷、中道政党が得票を延ばす中、社会党執行部の左派支配がかえって強まったことを契機に、社会党内では派閥抗争が激化し、これに総評が介入して事態をとりあえずは收拾した。しかし新しい社会党執行部は伸張してきた中道政党との提携に消極的なままであり、主体性重視の方向を継続したのである。この方向は、1979年の統一地方選挙後まで続いた。社会党の主体性重視の路線に対し、公明党や民社党もますます距離を置くようになった。また総評は、社会党の派閥抗争には介入したが、総評が提唱した「反自民統一戦線」形成の議論では中道政党との協力の構築とともに、共産党との協力も構成要素としていた（『総評四十年史Ⅱ』、519頁）。これは実質的には全野党共闘路線であり、社会党のそれを後援する形にもなっていたのである。

## 2. 原子力をめぐる労働間対立の明確化

次に労働界の動向に触れておこう。労使協調路線をとる同盟と、その傘下の有力単産であった電力労連は、かねてから原子力推進派であったが、1973年秋以降の石油危機や1974年の原子力船むつ事件を機に、原子力行政への批判色を強めた提言活動を活発化させる。同盟（天池清次会長）は資源エネルギー政策を労働組合の立場から検討すべく、稲垣武臣電力労連会長・同盟副会長を委員長に、その他同盟傘下の様々な業種の組合が参加する資源エネルギー対策委員会を設置した。その中間報告は1975年1月の同盟全国大会で発表され、「原子力の平和利用を正しく強力に推進すべきだ」との立場に基づき、「原子力開発国民会議」の設置や、原子力委員会の解散と「原子力規制委員会」の設置、放射性物質の

規制強化などを提案した<sup>(11)</sup>。この頃、三木首相の諮問機関として有沢広巳東大名誉教授を座長とする原子力行政懇談会が開始されようとしていた（同年2月に設置が閣議決定、3月に初会合）。これには酒井一三総評副議長とともに、稲垣同盟副会長も参加した。

電力労連も独自の提言として1975年2月、原子力の「開発促進より体制整備が先決」とする「原子力開発に対する提言書」をまとめ、電気事業連合会と政府に申し入れた<sup>(12)</sup>。電力労連の原子力に関する提言活動は1966年1月に出した最初の提言に遡るが、この第一提言は原子力発電開発への労組としての協力を惜しまない旨を表明したにすぎなかった。しかし1975年2月の第五提言書では、特に原発労働者の放射線被曝線量が年々増加している事実を重視し、「原子力発電は完成された技術ではなく、まだ商業運転にはほど遠い」と断定、「原発労働者の放射線対策を充実しなければ原発増設への反対も考えられる」という比較的強い批判的立場を初めて打ち出した。原子力行政体制についても、原子力委員会を推進担当の「開発委員会」と安全担当の「規制委員会」に分割解体し、後者は公正取引委員会のような「行政委員会」にして許認可権限を含む安全問題の全責任を負わせるという米国型の改革を提唱し、総評の立場に接近した（『国民政治年鑑』76年版、813頁）。

ところが電力労連ではその後間もなく、内部抗争が起き、批判を受けた稲垣執行部は退陣に追い込まれる。1975年8月、中電労組議長・橋本孝一郎が会長に就任した新執行部の下、電力労連は、政府の原子力政策や現行の原子力開発を留保なしに支持する立場に転換していく。その背景には、被曝を伴う原発労働者に占める下請けの割合が増加したことが指摘されている（Tanaka, 1988）。1974年まで、電力社員労働者の被曝量は全原発労働者の被曝量の4分の1を占めていたが、1975年以降減少し、下請けの被曝量が増加していく。以後、電力労連はますます保守化していく。例えば1979年3月末に発生した米国スリーマイル島原発事故について、電力労連は1979年6月の三役会で「同様のことが起こっても、日本の原発では安全は十分に確保されると確信する」、「今後の増大する電力需要をまかなっていくためには原子力発電を中心にした政策がわが国の実情に適したものとわれわれは考えている」という見解をまとめている。また同年9月に札幌で開催された電力労連の第26回定時大会で

は、橋本会長が再び日本の原発の安全性を強調した上で「石油代替エネルギーとして、原子力発電を積極的に推進すべきだ」との立場を表明し、反原発運動を批判、さらに「安全性について経営側が相当の決断を行うならば、原子力発電職場の争議権を自主規制することを公にする」ことを加盟組合に検討することさえ求めた<sup>(13)</sup>。

これに対し、電力社員労働者の圧倒的少数派（3%）であった総評系の全電力の主力として、電産中国（650名）はこの時期に反原発闘争への参加を積極化させる。1974年春闘では島根原発の運転開始を遅らせる阻止行動を行い、また1976年末頃から活発化した山口県豊北町への中国電力による原発立地活動に対しては、電産中国の山口県支部が自治労山口県本部傘下の労組とも協力して反対闘争に積極的に参加した（清水1982）。結局、豊北原発計画は事実上頓挫する。1978年5月の豊北町長選挙で原発反対派の候補が当選、1982年4月の町長選挙では大差で再選され、1979年の統一自治体選挙でも豊北町議選で反対派が過半数以上を制したためである。チェルノブイリ原発事故後の1986年6月には豊北町議会が全会一致で原発反対決議案を可決し、政府は遂に1994年に「豊北原子力」に対する要対策重要電源の指定を解除した。豊北原発反対運動の勝利の決定的要因は町長選や町議選での反対派勝利にあったが、運動の勝利は総評系労組の反原発闘争支援にはずみも与えた。

だが、総評の反原発闘争の中心的担い手は全電力系の労組ではなく、依然として原水禁国民会議であった。次に原水禁の活動の中心が実質的に反原発運動になっていった事情を明らかにする。

### 3. 原水禁の反原発路線の安定

先述したように原水禁運動は1960年代前半、社会主義国の核実験を容認する日本共産党と、「いかなる国の核実験にも反対」の総評・社会党との間で分裂し、両陣営は1963年以来、8月恒例の原水禁世界大会を別々に開いてきた。しかし特に共産党側の軟化姿勢を背景に、1973年頃から両陣営の間で再統一の気運が高まってくる。

1973年7月5日、共産党の宮本委員長は、中ソ両国の核保有や核実験はもはや防衛上余儀なくされた核開発とは簡単には言えないという見解を明らかにした。同年6月の中国による核実験に対し、自民・社会・公

明・民社の四党がまとめた「アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議」の衆議院での審議が行われている最中でもあり、宮本委員長の見解は共産党の路線転換を示唆するものとして注目された。日本共産党はすでに1963年の部分核停条約をめぐりソ連共産党と対立し、原水協は翌1964年にソ連と絶好状態になり（1979年に友好関係を回復）、中国共産党との関係も1966年から断絶状態となっていた。にもかかわらず共産党は社会主義国の核保有の権利が防衛的なものであるとの位置づけを変えなかった。しかし武力衝突にまで発展した中ソ対立や1968年の「プラハの春」のソ連による軍事鎮圧などを受け、社会主義国全てが「平和勢力」であるという規定はもはや維持し難かった。ただ、宮本見解も中ソの核実験に対する明確な「反対」ではなく、「遺憾である」にとどまり、米帝国主義の核兵器と同列視はしないという立場は残っていた（岩垂1982、212-213頁）。またキューバや北ヴェトナムなど米国の核の脅威にさらされている社会主義小国の核保有の権利に対しては理解を示しており、「いかなる国の核実験にも反対」する原水禁の立場とはまだ隔たりがあった。しかし宮本声明を受け、衆議院の共産党は、上記の核実験反対決議に対し、反対から急遽賛成へ転換した。その結果、同決議は7月6日の衆議院本会議で、全会一致で成立することとなった（『国民政治年鑑』74年版、236-237頁）<sup>(14)</sup>。

その後、1974年2月から5月にかけて、原水禁運動の統一問題について社共両党の公式会談が行われた。1975年になると統一論議はさらに具体的な段階に入る。まず1975年2月、総評の臨時大会が「原水禁運動の国民的統一にかんする決議」を行った。また3月1日の「ビキニデー」には静岡県社会党、共産党、県評、平和委員会（共産党系）の四者が結成した「静岡県原水爆禁止運動統一促進準備会」の主催する集会在静岡市で開かれ、地方レベルとはいえ分裂以来12年ぶりの統一集会となった。さらに6月には社会党、総評、中立労連、共産党、平和委員会、日本科学者会議、被団協（日本原水爆被害者団体協議会、1956年結成、社共両陣営との関係を保つ）の7団体による「原水爆禁止運動の統一をめざす七者懇談会」が発足した（岩垂1982、49-50頁）。ただ、原水禁と原水協という一番の当事者は「七者懇」に入らず、それぞれに影響力を持つ社会党と共産党が代わりに入り、また原水禁の有力加盟団体の総評と原水

協の有力加盟団体の平和委員会が共同座長を務めていた。これは原水協が原水禁を「分裂組織」と決めつけ、同等の資格で交渉の席につくの拒否しており、また共産党も原水禁には共産党を除名された「反党分子」が参加しているという理由で「禁」と「協」の同席に反対していたことに配慮したためである。しかし七者懇は統一組織の基本目標や参加団体の範囲をめぐる対立を埋められず、不調に終わった。

七者懇の挫折から約一年後の1976年秋、今度は総評事務局長・富塚三夫の発意で統一への試みが再開される。富塚は1976年9月、共産党主催で開かれた同党幹部と労組指導者、学者、文化人との懇談会に招かれ、77年に向け原水禁運動の統一を要望する旨発言、共産党の宮本顕治委員長も統一問題に再度取り組むことを約束した（岩垂1982、54-55頁）<sup>(15)</sup>。議会外大衆運動では共産党との協力に配慮し、政党政治では共産党を完全には排除せず社公を中軸とした提携を推進して政権構想につなげようとするのが、「反自民統一戦線」の形成という総評の戦略であった。富塚と宮本の見解の一致を受け、1976年11月から総評と共産党の間で、原水禁運動統一問題に関する協議が開始された。

1977年に入ると、2月21日に評論家の吉野源三郎や作家の中野好夫、日本山妙法寺山主の藤井日達ら5人の著名人が連名で「広島・長崎アピール」と「核廃絶をめざす運動とその展望」と題する二つの文書を発表し、1977年7、8月に開催予定の原爆に関するNGO主催の国際シンポジウムと、1978年5、6月に開催予定の国連軍縮特別総会に向け、関係団体が大同団結することを求めた。1977年3月17日には総評と共産党の第二回首脳会議が開かれ、「いかなる国の核実験にも反対する」かどうかの問題などを棚上げし、核兵器全面禁止や被爆者援護など基本目標を中心に一致する課題で団結、原水禁・原水協に代わる新しい統一組織体の結成を目指すことなどの合意が成立した（岩垂1982、56-60頁）。

この総評・共産党合意に対し、原水協は4月の常任理事会で全面支持を表明したが、原水禁は組織統一ではなく課題毎の共同行動を主張し、頭越しの合意に強く反発した。富塚事務局長ら総評執行部は広島市で5月7日、広島、長崎、静岡各県原水禁代表や県評代表と会合し、共産党との合意についての理解を求めたが、納得を得られなかった。結局、富塚は、新しい統一組織体結成の代わりに夏の大会での一日共闘を原水禁、

原水協、その他の関係団体も交えた実行委の主催で行うことを内容とする提案へと大幅に後退し、原水禁の了承を得た。さらに5月17日、原水禁は広島市で全国委員会を開き、組織統一を否定したのみならず、77年の夏も独自の世界大会を開くことを決めた。このため3月の総評・共産党合意は完全に宙に浮いた形となった（岩垂1982、64-71頁）。

ところが二日後の5月19日、森滝市郎原水禁代表委員と草野信男原水協理事長が突如として共同記者会見を行い、①8月の大会は統一世界大会として開催する②国連軍縮特別総会には統一代表団を送る③年内をめどに国民的大統一組織を実現する④以上の目的達成のため、5氏アピールや日青協・地婦連などの広汎な国民世論を結集し得るような統一実行委員会をつくる⑤核兵器絶対否定の道を歩むこと、以上5項目の合意書を発表したのである。このトップ合意を演出したのは法華宗の一派である日本山妙法寺であり、同寺は原水協分裂前から平和運動に熱心に関わり、分裂後も原水禁・原水協両者と友好関係を保つよう努めていた。また合意書の起草は2月21日の5氏アピールの関係者が準備した（岩垂1982、74-76頁）。

この草野・森滝合意に対し、解散統一論が受け入れられたと解釈した原水協と共産党は直ちに全面支持を表明、また1964年に原水協を脱退していた地婦連と日青協も合意を歓迎した。しかし原水禁の地方組織は今年度も頭越しの合意に強く反発した。しかし今回、原水禁は草野・森滝合意を自分なりに解釈して、合意書を受け入れる。すなわち第五項目で「核兵器絶対否定」という原水禁の従来の立場が受け入れられ、またこれまで原水禁を「分裂組織だから認めない」立場をとっていた原水協が同じテーブルについたことは原水禁を認知したことを意味し、両組織を存続させたままでの「共同行動」の積み重ねによる「連合統一」という原水禁の立場実現の基盤ができたというわけである。こうして草野・森滝合意に対する原水協と原水禁の解釈には食い違いを残したまま、1977年6月13日、「原水爆禁止統一実行委員会」が発足した。結成集会には原水協、原水禁のほか、総評、平和委員会、日本山妙法寺、地婦連、日青協、生協連、被団協などの組織の代表や、5氏アピール関係者が参加していた。この統一実行委の主催により、1977年8月、1963年8月の大会分裂以来14年ぶりに統一世界大会が実現した。また統一世界大会開催期間中、

総評・同盟・中立労連・新産別の労働4団体が原水爆禁止運動に関し、初めての合意を発表するという出来事もあった。この合意は、核禁会議や他の平和諸団体も含めた統一の追求や、国連軍縮特別総会への代表団派遣などの課題を中心に4団体で協議していくことを内容としていた（岩垂1982、85-89、92頁）。

こうして1977年から原水協と原水禁が婦人・青年・生協団体などの市民組織を介して、ともに参加する形での原水爆禁止世界大会が1986年まで開かれることになる。しかしそれは原水禁運動の「統一」とは程遠く、毎夏の「統一」世界大会への参加と、数年毎の国連軍縮特別総会など国際的会議に向けた反核署名運動や代表団結成などでの共同行動に限られていた。このように協調が極めて限定されることになった原因は、次章で述べる1980年代の政治状況や労戦統一問題を背景にした社共両陣営の関係悪化、及びすでに触れた原水禁運動の組織統一に関する「協」（解散統一論）と「禁」（連合統一論）の立場の相違に求められよう。しかし運動課題における基本的対立が解消されぬままであったことも重要な要因である。かつて運動の組織的分裂さえもたらした「いかなる国」問題が重要性を失いつつあったのに代わり、原子力に対する立場の相違が浮上し、これは同盟・核禁会議をも巻き込んで、原水禁運動組織間の基本的対立として残るのである。

特に原水禁の場合、1970年代半ば以降、反原発は日常的活動の中心課題になってきていた。特にインドがカナダから供与された民生用原子炉を用いてプルトニウムを製造し、1974年に初の核実験を行ったことは、原子力利用一般を否定しなければならないという立場へと原水禁を先鋭化させる契機となった（『国民政治年鑑』75年版、326頁）。翌年1975年8月の原水禁の「被爆30周年世界大会」は、「反原発」を正面に打ち出し、森滝市郎代表委員は基調報告で「原子力発電も否定されねばならない時代にはいった」と強調、「核絶対否定」の立場を鮮明にした。また1976年8月の原水禁の「被爆31周年世界大会」では、広島・長崎・沖縄の各大会で原発が中心課題に掲げられ、特に長崎大会は原子力船「むつ」反対闘争の渦中にあった佐世保市で開かれた。この年の大会ではまた、本大会前段に原水禁の各県・各ブロック単位で「集会」が開かれたが、そのいずれもが「原発阻止」を焦点としていた（『国民政治年鑑』77年

版、663-634頁)<sup>(16)</sup>。さらに1977年8月には、草野・森滝合意に基づいて独自大会を開かなかった原水協と対照的に、原水禁は「統一」世界大会に参加しながら静岡県や広島、長崎、沖縄で独自大会も開き、むしろそちらの方に重点を置いた（岩垂1982、95頁）。そこでは「軍事利用、平和利用を問わず、すべての核を否定する」ことが基調とされていた（『国民政治年鑑』78年版、696頁）。

ただ1977年の「統一」世界大会では、原子力問題をテーマとするフォーラムが大会の分科会とは別に設置された。原子力に関する見解の相違を尊重して、結論を求めず、意見交換にとどめるとの申し合せがなされた。しかし統一世界大会のアピールや決議の起草では、原水禁系の起草委員が「原発反対の方向は打ち出さないにしても、大会では原発問題について討議したのだから、その内容を盛り込むようにしたい」と主張し、共産党は原水協系の起草委員を通じて、原発問題には一切触れるべきではないという態度を示した。結局、草野原水協理事長の決断で原発問題にも言及することになり、アピールには「現在すすめられている原子力開発によって核兵器拡散の可能性や、放射能による環境汚染がひろがっています」と、また大会決議には「現在、世界各地ですすめられている原子力発電所の建設がひきおこす放射能による被曝、環境汚染、核兵器の拡散の危険性を防止するための国際的な緊急、かつ根本的な措置を要求すること」と書き込むことで決着がつけられた（岩垂1982、98頁）。

原子力に対する基本的立場の相違は1978年の「統一大会」でも埋まらなかった。この年は「協」と「禁」が大会の開催形式をめぐって対立、代わって地婦連や日青協、生協連など市民5団体が主導で実行委員会を構成、これに「協」と「禁」自身ではなく、その加盟団体・個人が実行委員会に加わる形で開催された。また同盟が東京で実行委にオブザーバーの資格で参加し、系列の反核団体である核禁会議は代表者が個人の資格で広島大会のみ実行委に加わるなど、同盟ブロックも市民団体が前面に出た大会を無視できず、部分的にはあるが参加した。こうして原水禁運動関係団体のほとんどが初めて一堂に会する大会となった反面、大会宣言の起草では原発問題のような不一致点は盛り込まれず、別の文書で「選択行動の提起」として列記された。このため具体的行動の計画は何一つ決まらなかったと批判された。また、この年もそれ以前及びそ

れ以後と同様、原水禁は独自の「被曝33周年原水爆禁止大会」を開き、原子力発電も含めた「核絶対否定」の立場を改めて強調した（岩垂1982、145-153頁）。こうして、「統一世界大会」などでの表面的な協調をよそに、各ブロックは原子力問題に関して主体性を維持し、なかでも原水禁は反原発闘争への支援を拡大することができたのである。

### 第三節 行政機構新設・アセス法制化阻止・核燃料税

1974年12月の三木内閣成立から1978年12月の福田内閣退陣までの時期、紛争管理の中心は行政機構改革だった。日本の原子力行政に対する批判は主に、原子力の推進と安全規制を同一の行政機関が担っている点と、原子力施設の立地手続に公聴会制度が保障されていない点に向けられていた。「むつ」漂流事件を契機に原子力行政に対する国民的な批判が強まったことに対し、政府はまず1975年1月、批判の矢面に立たされた科技厅内に安全規制を受け持つ原子力安全局を新設し、開発推進担当の原子力局から形式上分離することを決め、7月から実施した。

政府はまた、田中前首相の方針に従い、1975年2月25日の閣議で、三木首相の私的諮問機関として「原子力行政懇談会」の設置を決めた。委員は原子力関係者の他、財界や労働界（同盟副会長と総評副議長）、原発所在地の自治体首長などを含めた14人で構成することになり、3月18日に首相官邸で行われた懇談会の初会合では、原子力委員を長く勤めた経験を持ち、原産会長を勤めていた有沢広巳東大名誉教授が座長に選ばれた。会合は毎月二回のペースで14回に渡って開かれた。原子力委をはじめ日本学術会議や電力会社、原子炉メーカー、電機労連、全漁連、消費者団体などの代表を招くことも予定された。

審議の過程では、委員の自由な発言を求めるとの理由で会合も議事録も公開されなかった。反対派の代表として参加した総評は1975年10月、懇談会から酒井一三副議長を委員から引き揚げている。総評が1975年7月23日の第十回懇談会で提出した16項目の提言を盛り込んだ「意見書」が、その後の会合で黙殺されたまま、中間報告案の作成が進んでいることに反発したためである。総評は特に、新しい原子力委と、新設される原子力安全委が米国並みに行政権限をもつ行政委員会ではなく、現

行通りの諮問機関とされる点に反発した。総評は10月25日に佐世保市で開いた原子力発電所建設反対全国代表者会議では、社会党と協力して「反原発」色を一段と鮮明に打ち出すことを決めた。

こうして「有沢行政懇」の最終答申は1976年7月30日に提出されたが、その要点は原発立地手続における「公開ヒアリング」制度の導入のほか、原子力安全委員会の設置と、原子炉の種類に応じた許認可権限の一元化であった。後者については、商業炉は通産省に移管され、科技庁の許認可権限は研究炉に縮小されることとなった。最終答申の要点の多くは「原子力基本法の一部を改正する法律」として1978年6月7日に国会で可決成立し、原子力安全委員会は原子力委員会から分離する形で1978年10月に設置された（吉岡1999、152、178頁）。また公開ヒアリング制度は、法制化はされず、通産省の省議決定（1979年1月22日）等に基づく行政指導の形で導入され、その実施は1980年に開始された。

この機構改革のモデルとなったのは日本より一足先に行われた米国の原子力行政改革である。米国では1940年代から原子力委員会（AEC）が軍事・民事の両面で原子力行政を一元的に管轄していたが、1970年代初頭から環境保護世論や軽水炉安全性論争の高まりの中、原子力の推進と安全規制を同一機関が担当することに批判が集まっていた。こうした批判を受け1975年初頭、AECは、エネルギー研究開発庁（Energy Research and Development Agency, ERDA）と、原子力規制委員会（Nuclear Regulatory Commission, NRC）に分割改組され、ERDAはさらに1977年、エネルギー省（Department of Energy, DOE）に改組される。

日本の原子力行政改革もこの米国の改革に表面的に倣ったものだが、実質は大きく異なっていた。米国のNRCが多数の専従職員を擁し、原子力施設の設置許可権限を与えられた独立行政委員会であるのに対し、新設された原子力安全委員会は、専従職員を持たず、事務局を原子力推進機関である科技庁に依存する諮問機関にすぎず、原子力施設設置の許認可権限は依然として中央省庁に残された。ただ従来の科技庁が独占していた許可権限の大半が通産省に奪われ、原子力行政における通産省の優位が確立したのである。その際、原子力安全委員会は、原子力委員会と並行して、通産省による原子力施設安全審査が適切になされているかどうかをチェックするにすぎない<sup>(17)</sup>。

また、やはり原子力行政懇談会の答申を受けて導入された「公開ヒアリング」は法制化されず、制度の運用は官僚の手に留保された。電調審上程前の環境審査段階で立地の可否について通産省主催の「第一次公開ヒアリング」を開き、電調審承認後の安全審査段階で主として安全性問題に限って原子力安全委員会主催の「第二次公開ヒアリング」を開くという流れは「ダブルチェック」の建前に沿ったものだった。しかしこれも米国のように司法的性格を持った公聴会ではなく、わずか2日間程度、住民との質疑応答集会を行うにすぎずなかった。このように原子力行政改革は中身に乏しく、審議会の設置から法案成立を経て、改革の実施に至るまでの全過程で中央官僚が主導権を握り、自民党政権の党勢回復まで時間を稼ぐことができた。原子力行政の改革は機構改革に矮小化され、通産省による許認可権限の拡大に帰着してしまったのである。

また同時期には、市民参加を制限する方向での手続的対応も見られた。環境アセスメント法制化の阻止である。1960年代後半から全国各地で環境破壊型の地域開発が進行し、公害反対運動の焦点も被害者救済から開発事業の阻止に移行する中、米国で1970年に制定された国家環境政策法（NEPA）が環境アセスメント制度を定めたことに注目が集まり、日本でもアセスの制度化が環境政策の重要な課題として浮上してきていた。1972年、四日市公害訴訟第一審判決がアセス実施の必要性を指摘したのを受け、日本政府は公共事業について環境アセスメントを実施する旨の閣議了解を行った。また1974年11月、OECDは加盟各国にアセスメント法制化を勧告した。

1971年設置の環境庁はアセス法制化の検討を始め、三木政権下の1975年12月、傘下の諮問機関である中央公害対策審議会（中公審）に環境影響評価部会を発足させた。環境庁が用意していたアセス法案は原発の問題には直接触れず、また公聴会開催の規定を欠くなどの弱点はあったが、比較的厳格な内容を持っていた。このため電事連や経団連など財界と、開発官庁、特に通産省が法制化に強く反対し、環境庁長官は76年春の国会提出を断念した。以後、環境庁は内容面で通産省などからの要求に次々と譲歩しながらも、1980年まで毎年草案を作成した。また中公審も答申『環境影響評価制度のあり方について』を1979年4月に発表し、アセス法制化を訴えた。しかしその都度、通産省からの強硬な抵抗と自民党の

消極姿勢に直面して法制化の断念を余儀なくされた（畠山・新川1984）。最終的には1981年4月、鈴木善幸政権下で環境アセス法案は初めて国会に提出されたが、大幅な内容の後退にもかかわらず事業官庁が立法化に反対し続ける一方、内容の後退した法案は野党や市民団体の支持を得られなかった。その結果、同法案は法案審議のないまま継続審議となり、1983年11月の国会解散に伴い、改選期は継続審議としないという国会の慣例に従い、自動的に廃案となった。

その間、自治体では1970年代後半からアセスの条例化を行うところが出てきた（1976年の川崎市、1978年の北海道、1980年の神奈川県と東京都）。こうした動きに国も対応を迫られ、1984年8月28日、『環境影響評価の実施について』という要綱を閣議決定した。これは法律でないという形式面のほか、内容面でも不十分なものであり、国の要綱との整合性を求められる自治体はアセスを自治体の要綱にとどめ、条例化を断念する傾向が強まった（『環境と公害』1997年）。また発電所は国の要綱アセスの対象から外され、アセスは通産省が1977年の省議決定に基づき独自に実施した。実際、環境アセス法制化が幾度となく挫折したのは、エネルギーの安定供給を理由に、通産省や電力業界から強い反対があったためである<sup>(18)</sup>。しかし通産省の省議アセスは、同省の外郭団体や諮問機関に委ねられ、審議の過程も不透明であり、アセスは形だけのものにすぎなかった<sup>(19)</sup>。

次に、この時期の物質的対応について触れておこう。1976年12月に発足した福田内閣は1977年3月、エネルギー政策を最重要課題の1つに挙げ、総理大臣を座長とする総合エネルギー対策推進閣僚会議を設置した。原発立地難に危機感を募らせる財界・産業界からの強い要望に応じたものと言われる。1977年6月に開かれた第二回会議では、電源立地に対する市民による受容を促進する「PA（パブリック・アクセプタンス）対策」の切り札として、「要対策重要電源」の指定制度が設けられた。個別の発電所建設計画に対する国の正式の関与が始まる電調審の段階よりも前から、国が個別発電所計画を「特に電力の需給安定確保のために重要な電源」として指定し、地元での広報活動などに補助金や交付金を支出する制度であった<sup>(20)</sup>。しかし電源三法制度の本格的な拡充は1980年代に持ち越された。

1970年代後半にはむしろ、電力会社による漁業補償の一層の高騰が見られた(内橋1986)。合計6基、総出力470万kW(4700MW)にも及んだ東電福島第一原発の1966年に妥結された漁業補償の額は1億円にすぎず、一基当たり約1600万円にすぎなかった。ところが隣接して建設された東電福島第二原発(合計4基で440万kW)では、1973年に妥結された漁業補償額が35億円、一基当たり8億7千万円に高騰した。1979年に妥結された東北電力女川原発は、まだ1基の建設が交渉されていた段階で漁業補償額は98億3千万円であった。漁民の根強い抵抗で難航した立地交渉に対し、まだ原発を一基も建設していなかった東北電力が焦りを募らせた結果、このような巨額になったようにも見える<sup>(21)</sup>。しかし日本原電敦賀原発2号機の増設では、1980年に妥結された漁業補償額が25億円に達した。また東北電力巻原発は、予定地の一部がある町有地の買収が難航し、一基のみに縮小された計画も現在まで実現していないが、総額47億5千万円の漁業補償はすでに1981年に妥結された。

公然・非公然の協力金も横行した。例えば1981年4月に敦賀原発の一連の事故隠しが明らかになり、排水溝から高濃度の放射能も検出された事件に関連して、日本原電は1981年9月4日、敦賀原発事故の市民に対する「おわび料」として二億円の寄付を敦賀市長に申し入れ、市はこれを一般寄付として受理した。日本原電はこの寄付を、事故の影響で売り上げが減った漁業や観光業者への被害補償とは別に支払ったのである<sup>(22)</sup>。

1970年代後半に登場した物質的補償の新たな種類は、地方税への「核燃料税」の創設である。地方自治体は、地方税のうち、住民税や固定資産税など法律に明示されたもののほかに、自治大臣の許可を得て「法定外普通税」という独自の税を徴収することができるが、核燃料税もその一つである<sup>(23)</sup>。原発が集中立地する福井県が1976年8月、電源三法では既設原発に関係する新税収が期待できないなどの理由を挙げて、自治省に認めさせたのを機に、その他の原発立地道県にも拡大していったものである。その内容は、原子炉への核燃料の装荷時から、その取得価格の5%を毎年、10年間に渡って県が徴収するというものであった。

福井県を例にとると、核燃料税による税収は、初年度の1976年には1億7400万円だったが、その後年々増大し、1979年には前年の3倍以上の15億8200万円に、1985年には最高の94億3400万円に達し、1983年から

1990年代に至るまで、30億から70億の間を振幅している。核燃料税を徴収する県も増加し、現在では六ヶ所村ウラン濃縮施設などを抱える青森県（「核燃料物質等取扱税」）も含め、商業用原子力施設の立地する全道県が核燃料税を徴収している（『原子力市民年鑑2000』）。

核燃料税制度の特徴は、電源三法交付金と異なり、用途が特定の公共施設の建設に限定されず、交付期間も運転開始前後の一定期間に限定されないことである。また固定資産税収入とは異なり、減価償却による税込減少が生じず、むしろ増設すればするほど核燃料の取扱量が増えるので、税収も増えることになる。従ってこれは増設を受け入れる原発既設県に対する国や電力会社の譲歩と見ることができる。

最後に政策帰結をみてみよう。元々過大だった原発開発目標は1985年の原発設備容量を72長計では6000万kWと予想していたが、石油危機によって、まず1975年7月の総合エネルギー調査会需給部会報告「エネルギー長期需給バランスについて」では4900万kWへ、また1977年6月の需給部会「長期エネルギー需給暫定見通し」と、それを受けて1978年に改定された長計では、3300万kWへと下方修正された。しかしこれでも1985年の実績（2469万kW）より過大であった。またこうした修正は将来的な計画の縮小を意味せず、達成年次を先送りしたにすぎなかった。6000万kWの目標値は1990年での達成に先延ばしされたただけである。同様に、82長計では1990年の目標値が4600万kWに下方修正されたが、将来的には2000年までに9000万kWという過大な目標値を達成することが規定されていた（図3-1）。

このように右肩上がりでの原発設備容量の拡大を目指す国の志向は非常に強く、その目的はかなりの程度達成された。電調審による原発計画着手の承認数は1975～77年の年間1～2基から、1978年には史上最高の6基に急増した（図3-2）。ただ、1977年及び1978年に承認された7基は全て既設点への増設であった。増設分がほとんどを占める状態は、その後も続き、1980年代に泊や志賀、巻、1990年代に東通と大間が新設地点として加わったにすぎず、こうした新設地点も計画浮上時期が1960年代末に遡るものがほとんどであった。物質補償的な対応の有効性は、主に既設点への増設に限られると言えるだろう。

## まとめ

1974年7月の参院選で自民党は敗北し、参議院でも「保革伯仲」状況が出現した。秋には田中首相の「金脈問題」が雑誌で暴露され、世論の強い批判にさらされた田中内閣は退陣を表明した。こうした自民党政治の危機が本格化し始めていた最中の9月、原子力船「むつ」の「漂流」事件が起こった。この事件はマスコミによって派手に報道され、原発反対運動の全国的確立を助けた。

その中で、1970年代前半までの反原発闘争を主に担った漁協ぐるみの闘争は、地縁の及び職業的な強い結束を示し、また自民党政権の下で制度的に手厚く保護されてきた漁業権を楯にとって、しばしば激しい抗議行動をとった。しかし漁協は自民党政治の受益勢力にも属しているため、電力会社の切り崩し工作により内部の結束が乱れると、補償交渉を中心とした条件闘争に後退しがちであった。電力会社が既設点への増設に戦略を転換したことも、漁協ぐるみの反対闘争の沈静化につながった。漁協ぐるみ闘争が頂点に達した原子力船「むつ」反対闘争も、重要度の低い開発事業が抗議対象であり、革新共闘組織や市民運動との持続的な共闘関係も築くことがなかった。

代わって反対闘争の中心的担い手となったのは、社会党や県評・地区労の支援を受けた住民運動であった。その1970年代の中心的な戦術は訴訟と攪乱的な直接行動であった。まず裁判闘争は、日本では全般的に有効性が低いにもかかわらず、比較的多く活用されてきた。これは1970年代にはまだ原発訴訟での勝訴に一抹の期待が存在した一方で、多くの地点では既成事実の進行に対して、他の政治的回路の閉鎖性から裁判に訴えざるを得なかったからである。しかし裁判所の政治的消極性が明白となった1980年代には、裁判闘争は世論喚起の手段としての意味合いを強めた。また裁判所の統治機関化に対応して、日本では弁護士が社会的な野党的役割を担ってきたことも、司法的手段の活用を促す要因となった。

しかし司法アーリーナの閉鎖性は攪乱的な直接行動の有効性も阻害した。例えば柏崎刈羽原発をめぐる紛争では、田中角栄の地元であったため、県評の組織的支援を受けて激しい反対運動が展開されたが、裁判闘争も直接行動も封じ込められ、また保守対革新の対立構図にはまり、批判勢力の動員基盤は広がらなかった。

これら原発現地での住民闘争とは別に、1975年前後からは東京や京都、大阪など大都市で活動家中心の反原発市民運動が登場してくる。その先導役は米国の原子力安全論争に触発されて登場した批判的科学者であった。加えて、石油危機後の電気料金値上げや「むつ漂流事件」を契機に、消費者運動や、自主講座を中心とする公害反対市民運動組織も反原発派に加わり、原水禁とともに、東京の反原発市民運動の主流を成すようになった。そうした社会的連合の中から、1975年には対抗専門機関として原子力資料情報室が設立された。また原水禁や原子力資料情報室、自主講座は海外の反原発運動との連絡窓口の役割も担った。

このように大都市での反原発市民運動形成にも重要な役割を果たした原水禁の動きは、与野党伯仲状態の進行する政治情勢も反映していた。各野党ブロック間の関係は政権獲得の可能性を睨んで協調と反発の間を揺れ動くようになったが、原子力をめぐっては各ブロックの立場の相違がより鮮明となった。労働界においては、電力労連が執行部交代と被曝労働の下請け化を背景に、原子力開発利用を留保なしに支持する立場を強め、原発所在地の地方自治体首長とともに、原子力政策の受益勢力の主要構成要素として確立する。これに対し、総評系の電産中国は反原発闘争への関与を積極化させる。また原水爆禁止運動においては、共産党・原水協が中ソの核兵器保有・核実験に「遺憾」の立場をとるようになり、共産党と総評幹部の発意で、また知識人グループの支持の下、原水協と原水禁のトップが世界大会共催で合意した。しかし原水禁の地方組織は両組織の「統一」に消極的であり、特に原水禁がますます関与を強めていた原発問題では、原子力容認姿勢の原水協との溝は縮まらなかった。社会党内では派閥抗争が激化し、1977年に発足した新しい社会党執行部の下、教条的な左派である社会主義協会の活動には一定の制限が課されたものの、公明党や民社党との関係は当面改善せず、社会党の反原発姿勢に変化はなかった。

一方、この時期の政府対応に目を移してみると、その中心は行政機構改革であった。「むつ事件」を機に科技庁の原子力行政に対する批判が高まったため、田中内閣を引き継いだ三木内閣は1975年、「原子力行政懇談会」を設置した。懇談会は原子力安全委員会の設置や公開ヒアリング制度の導入などを打ち出したが、米国での改革で行われた推進官庁と

安全審査・許認可官庁の分離は行われず、むしろ通産省は科技庁の握っていた商業用原発に対する許認可権限を獲得した。通産省はまた手続的対応として、電力業界の意向を受け、環境庁による環境アセスメント法案を再三阻止することに成功した。さらに自治省が原発を抱える県に核燃料税の創設を認めるようになったことは、政府による受益勢力への物質的譲歩として注目される。政策帰結としては、電調審による原発計画承認はこの時期少なかったが、原子力行政改革法案が可決された1978年になると、堰を切ったように急増した。結局、1980年代前半までの原子力計画は時間枠が先送りされただけで規模は縮小されず、その意味で原発運動の政策的効果はほとんどなかったと言える。

#### 第四章注

- (1) その31件は、二位の泊原発や、福井県の複数の地点を含む原発闘争の各20件と比べ、群を抜いて多く、また1960年代末から1980年代中盤まで抗議行動が比較的恒常的に分散しており、持続性が高い。
- (2) 日本で反原発派の専門家の代表格となっていくのは、武谷三男や高木仁三郎など大学を辞めた研究者や、大学に留まりながら活動を続けた久米三四郎(大阪大学講師)、小野周(東京大学教授)、藤本陽一(早稲田大学教授)、水戸巖(芝浦工業大学教授)、市川定夫(埼玉大学教授)らであった。
- (3) 軽水炉のアキレス腱と言われる配管の破断などによる冷却材喪失事故の際に炉心に大量の水を注入して冷却し炉心溶融を阻止する装置。
- (4) しかし日本科学者会議の原子力批判は共産党・原水協の路線を急進化させる要因にはならなかったと考えられ、このことは社会党・総評ブロックにおける原水禁の役割と対照的であった。
- (5) こうした消費者運動と住民運動の連携という事態に直面して、財界の調査機関である日本経済調査協議会は1975年春、「住民運動と消費者運動—その現代における意義と問題点」という調査報告書を発表した。市民運動側から見て、「住民参加や強調の姿勢をいっそう強く押し出しながらも、一定の質をもった住民運動には、権力的な強圧も辞さないという“日経調”路線が今後の基本的な方向として明確にされたことは注目すべきである」(『国民政治年鑑』76年版、729頁)。
- (6) 同集会では物理学者・武谷三男や科学評論家の星野芳郎、元米海軍原子力潜水艦技術者で米国の消費者運動組織ラルフ・ネーダー・グループのジョン・アボット、「プルトニウム研究会」の高木仁三郎らが講演したほか、市川定夫

京大農学部助手や久米三四郎阪大理学部講師らを中心とした討論会も行われた（『環境破壊』6巻9号、1975年10月、46頁。『国民政治年鑑』76年版、811頁）。

(7) この会員の増加傾向は、世論における原発推進から批判への転換、及び批判の定着という軌跡と一致する。

(8) 書記長には無派閥の多賀谷真稔が選ばれた。

(9) これは1976年総選挙後に自民党が公明・民社・新自由クラブとの自民・中道連合の可能性を模索し始めたこと、また社会党も現実主義的な方向への政策転換の可能性を示唆したことに呼応していた（中野1992、176頁）。

(10) 総評の有力単産である日教組の1978年6月の大会では、中道政党批判が展開され、これに公明党が反発して日教組と公明党の関係が事実上絶縁した。また総評は、1977年8月の総評定期大会では運動方針から「反独占」の表現を削除して柔軟な姿勢を示唆し、また「連合の時代」が到来したという認識に基づき、「反自民統一戦線形成への努力」を総評運動の基調とすることを提唱していた。しかし1978年7月の総評定期大会で採択された運動方針では「反独占」が復活し、中道路線との違いを強調した（『総評四十年史Ⅱ』、518頁）。

(11) 「同盟が推進強調の報告 原子力平和利用」七五 1 六三九10。

(12) 「体制整備が先決 内閣直属の規制委を 原子力発電で電労連提言」七五 2 三三五 6。全国電力労働組合連合会は、九電力労組、日本原子力発電労組、電源開発労組、沖縄電労組の全国12電労に原発の設計技師なども含め13万人で構成されていた。

(13) 「米原発事故で見解 電力労連」七九 6 四七五 9 「スト自主規制も 原発推進の立場強調 電力労連会長」七九 9 一六九 6。橋本会長はまた、自動車労連会長が提唱した労働戦線の「統一を進める会」の設置に賛意を示し、電力労連としても協力体制をとると述べた。電力労連が推進する労働戦線が市民運動側の危機感を高めたことは間違いない。「『統一を進める会』設置に賛意を表明 電力労連会長」七九 9 二四六 8。

(14) 共産党の態度転換の背景には、東京都議選への配慮が働いたとも言われる。また田中内閣が打ち出した小選挙区制導入論に対する1973年5月の反対闘争で社会・共産・公明の三党共闘が実現したことも原水禁運動統一論浮上の要因として指摘されている（『総評四十年史Ⅱ』、414頁）。

(15) 岩垂によると、富塚が運動の統一に意欲的であったのは、1976年7月の総評定期大会で事務局長に就任したばかりで、何か具体的な成果を上げたかったためであり、また共産党は社共を中心とする統一戦線結成に向けた重要なステップの一つと位置づけていたという。

(16) なかでも原水禁四国ブロックは原発訴訟で注目を集めていた伊方原発計画のある愛媛県で「原水禁四国大会」という「集会」を開いている。

(17) 「原子力委員会および原子力安全委員会のダブルチェック制度は、通産

省による許認可権の全面掌握に対する、科学技術庁サイドからの最後の歯止めとしての性格をもつと考えることもできる。つまり推進と規制のチェック・アンド・バランスではなく、通産省と科学技術庁のせめぎ合いの制度化が、このしくみの理念であると考えられる」（吉岡1995c、148頁）。

(18) 1990年代になっても、電力業界と通産省は依然として発電所をアセス法制化の対象に含めることに抵抗した。通産省は、電気事業法に基づき、立地計画の表明から環境調査の実施申し入れまでの構想段階ないし地元合意形成段階において、電力会社による地元説明会が再三開かれるので、合意形成は十分だと主張した。また、構想段階で二、三の立地地点を代替案として住民に提示することにも通産省は反対した。「発電所は迷惑施設的な扱いを受けているため、複数の地点を示すことは立地に非常な社会的混乱をもたらす。立地は電力需給に基づいて進めているので、環境アセスメントの代替案の検討でも『建設しない』ということを示すこともありえない」とした。さらに「環境アセスメント法に基づいて原発がらみの訴訟が増える恐れがある。法律で手続きが決められれば柔軟な対応ができなくなり、立地への地元同意がさらに得られにくくなる」とも主張した（諏訪1997、128-129頁）。

(19) 省議アセスの過程では、電力会社が作成した環境影響調査報告書は通産省環境保全審査官や、資源エネ庁長官の諮問機関「環境審査顧問会」とその分科会によって審査され、その後、関係各省の意見が聴取された上で、電調審に提出されることになっていた。顧問会は1973年秋、「発電所立地に関して責任を負っている通産省が環境保全面での審査態勢を強化する」名目で設置され、その20～30人程度とされるメンバーは公表されていなかったが、社会党の岩垂寿喜男議員は、電力中央研究所や日本気象協会など通産省から各種調査を請け負う団体の職員が多数入っていたことを突き止め、「これでは答案を書く人と採点する人が同じようなもの」と国会で追及した。これに対し通産省は「クロスチェックは主として中立的機関である産業公害防止協会に委託し、そこがまた各機関に発注する。それに顧問会には個人として参加してもらっている」と答弁したが、産業公害防止協会は大企業を中心に組織された通産省の外郭団体であり、53年度は5億7千万円、54年度は6億3千万円を通産省から得て環境審査をしていた。「通産省、お手盛りアセスメント 社党議員指摘 審査に“身内”加える」七九三八五一４。

(20) 要対策重要電源の指定は、「志賀原子力」「敦賀石炭火力」のように、地点として行われるが、指定ずみの地点に増設の計画が浮上した場合は、「志賀原子力・2号機」のように「号機追加」が行われる。初指定が行われた1977年の第二回総合エネルギー対策推進関係会議では、計画段階の発電所15基の立地する地点が「要対策重要電源」に指定され、うち13基は原発であった。1984年12月には、要対策重要電源に準ずる「初期地点」の指定が行われ、小浦と日置

川、窪川、久美浜、荻の各地点が指定された。「初期地点」は1997年7月に「開発促進重要地点」に改称された（『原子力市民年鑑2000』）。指定された全ての号機が営業運転に入ると地点の指定が解除されるが、電力会社は既設点での増設を最大限見込んでいるので、窪川のように、建設計画が事実上頓挫しても指定は解除されないのが通例である。1978年1月に指定された山口県豊北地点は、計画が頓挫してから10年以上たった1994年9月によりやく解除された。

(21) 補償額の高騰は原子炉の出力の規模、従って事故時の潜在的破壊力とも関係がない。例えば女川原発1号機は出力52万キロワットと比較的小さいが、漁業補償額は史上最高額に達した。

(22) 「原電事故で“わび料”敦賀市に二億円寄付」八一九一九三1。例えば朝日「揺れ動いた静かな漁村 原発決着の女川港 正面に出た「カネ」七八八八九六1。漁民対策費は原子力船「むつ」をめぐる長崎県や青森県で、また原発立地をめぐる宮城県女川町の漁協などにもばらまかれた。

(23) デパートなどの商品券にかける商品切手発行税や砂利採取税、広告税、林産物移輸出税などがある。

## 第五章 保守回帰の下での紛争の激化と儀式化（1979-85）

大平（1978年12月～1980年5月）及び鈴木（1980年7月～1982年11月）両政権期、原子力をめぐる社会的紛争は最も激化した。その第一の契機は、第二次石油危機の進行である。大平内閣発足直後の1978年12月17日、OPECは、1979年中に原油価格を段階的に14.5%まで大幅に引き上げることを発表した。次いで同年12月26日にはイランでホメイニの指導するイスラム原理主義革命が起き、石油生産が停止した。国際石油資本各社は1979年1月、日本への原油供給の削減を通告、以後、1979年11月のイランの米国大使館占拠事件や、1980年9月のイラン・イラク戦争勃発をはさみ、1980年末まで原油価格は急上昇し、最終的に1978年水準の3倍近くまで上がって安定した。原油価格が再び大幅に下落するのはようやく1982年後半のことである。

ただ、第一次石油危機への対応から、省エネルギー政策や石油代替エネルギー開発の推進、エネルギー集約型産業からの構造転換が進められていたため、第二次石油危機は、最初の石油危機ほど急激な打撃を先進工業諸国の政治経済に及ぼしはしなかった。また環境の視点から見ると、1973年からの十年間は、日本の国民総生産が年平均4.5%の率で増加したにもかかわらず、エネルギー消費、従って二酸化炭素排出量は増えなかったという評価もできる（小宮山1995、86-87頁）。しかし他方で、第二次石油危機は中東原油への依存に内在する政治的リスクを再び印象づけるとともに、景気後退を背景としたエネルギー需要の低迷は電力業界の危機感を高めた。大平・鈴木両内閣期に喧伝された「総合安全保障論」は、原子力の強力な推進を重要な構成要素としていた。

大平・鈴木両政権時代に原子力をめぐる紛争を激化させた第二の契機は、1979年3月28日に米国ペンシルベニア州 Harrisburg のスリーマイル島（TMI）原発2号炉で起きた炉心溶融（メルトダウン）に至る大事故である<sup>(1)</sup>。この事故では大量の放射能が放出され、原発の周囲8～32キロ以内に住む妊婦や幼児に退避命令が出され、過酷事故が現実起きうことを実証した。米国を始めとして幾つかの国々では電力会社による発電用原子炉の新規発注がこの年を境に皆無となり、スウェーデンなど数カ国は原発からの段階的撤退を決めた。

TMI 原発事故の余波は日本にも及んだ。長期的には、世論が原発推進派の優位から、1986年4月のチェルノブイリ原発事故を経て、原発反対の優位へと転換する発展傾向がここから始まる。また短期的には、すでに1970年代を通して形成確立していた運動のインフラを土台に、1979年から1982年にかけて反原発住民・市民運動が活発化した。1978年12月から1981年3月まで二年四ヶ月にわたり、電調審による原発新增設の承認に空白期間が生じ、原子力推進派勢力の危機感も高めた。その結果、対立は激化したのである。

対立の激化を招いた第三の契機は、前章で述べた原子力行政「改革」の実施である。特に公開ヒアリングの実施は、市民の自己決定権の拡大ではなく、むしろアリバイづくりの性格しか持たないという批判を招き、それ自体を標的にした反対闘争の激化を招いた（第一節）。しかし政府与党の対応は閉鎖性を一段と強めた。政府与党が強硬路線に転じた背景には、1979年4月の統一自治体選挙で決定的となった革新自治体の凋落や、1980年6月の衆参同日選挙での自民党大勝など、一般的な政治状況の「保守回帰」現象が指摘できる。

政治の保守化はまた、中期的には社会党・総評ブロックに反原発への支援の縮小を促すこととなる。第二次石油危機後の世界的な景気後退を背景に、社会民主主義的な福祉国家戦略にせよ、大規模地域開発による地方への利益誘導にせよ、高い経済成長率と潤沢な税収に基づく「大きな政府」はもはや維持しがたいことが明らかとなり、西側先進工業諸国の多くはインフレ抑制と財政再建及び労資（使）間関係の新保守主義的な再編に取り組むことになった。それは日本では、特に鈴木内閣から中曽根康弘内閣（1982年11月～1987年11月）にかけ、財政再建や行政改革を旗印に、特に総評の主力部隊であった国鉄労組を中心とする官公労の力を削ぐ形で行われた。労働側も組織再編で状況に適応しようとしたので、総評を支持母体としてきた社会党の路線にも深刻な影響が及ぼざるを得なかった（第二節）。総評は短期的には、TMI 原発事故によって正統性が高まった反原発運動への支援を強化した。しかし労働団体統一論が具体化するにつれ、総評は反原発運動からの撤退を始める。並行して社会党も、社公民政権構想の障害と見なされるようになった、従来の反原発政策を「現実主義的」方向に転換しようと試みる（第三節）。

1979年以降はまた、ドイツ同様、軽水炉の運転継続を廃棄物問題解決の構想具体化、特に再処理工場の国内建設に結びつける契機が生じてきた時期でもあった。しかしこのリンケージは官庁と電力業界の非公式の交渉によって、「基本合意」の枠内で解決されたのである（第四節）。

## 第一節 公開ヒアリング闘争

日本の原子力関係者は TMI 原発事故を対岸の火事として片付けようとした。1978年10月に発足した原子力安全委員会の吹田徳雄委員長は事故発生からわずか二日後の1979年3月30日、このような大事故は日本の原発では起こらないとの談話を発表した。ところが米国の原子力規制委員会（NRC）は1979年4月12日、TMI 原発の原子炉を製造したバブコック・アンド・ウィルコックス（B & W）社製の加圧水型軽水炉（PWR）のみならず、日本の原発の約半数がモデルにしているウェスティング・ハウス（WH）社製の PWR についても、緊急炉心冷却装置（ECCS）の再点検が必要であると、日本政府に通告してきた（吉岡1999、152頁）。

現実には、1978年10月に定期検査中の美浜原発3号炉で原子炉制御棒案内管の部品の損傷が発見されて以来、全ての PWR が予定を早めて定期点検入りしており、そのいずれでも同様の損傷が見つかった。また通産省が TMI 原発事故の前日に営業運転を許可していた大飯原発1号炉も、先の米国 NRC の再点検勧告を受け、関西電力は4月14日に停止を決定した。原子力安全委員会は早くも5月19日にその運転再開にゴーサインを出し、同原発は6月14日に運転を再開したが、一ヵ月後の7月14日、緊急炉心冷却装置（ECCS）が誤作動し、約20トンの冷却水が炉内に注入される事故を起こした（西尾1988、14-15頁）<sup>(2)</sup>。

このように原子力行政改革の目玉として新設された原子力安全委員会や、商業用原発の許認可権限を手に入れた通産省による TMI 事故後の対応は、不信感を醸成し、両者の主催での公開ヒアリング実施は原子力行政の「似非改革」と TMI 事故の余波という要素を全国各地の立地闘争に結びつけ、激突の焦点となった。

紛争の伏線は原子力行政懇談会の時期に遡る。科技庁は1975年6月23日、原子力委員会が柏崎原発に関して、軽水炉の安全性を中心とした技

術専門家による東京での公開討論会（シンポジウム）を原子力安全研究協会、日本原子力産業会議、日本学術会議の三者との共催で、また柏崎刈羽原発に関する公聴会を新潟市で開く方針であることを明らかにした。地元での公聴会は、公述人が一方的に発言する方式を改め、原子力委、電力会社と地元住民が対話する形式を取り入れるはずであった<sup>(3)</sup>。

しかし日本学術会議の原子力特別委（三宅泰雄委員長）は1976年2月、学術シンポ開催について、「現在の情勢では協力は困難」との方針を決めた。これは地元住民の間で公聴会開催に否定的な意見が強まったことを背景としていた。柏崎原発反対派は、議論を尽くすのに十分な時間と場所を設定することなどを地元公聴会開催の前提条件として主張していた。しかし科技庁が示した地元公聴会の日程は、1973年の福島第二原発公聴会と同様、1976年8月11、12日の二日間のみであった<sup>(4)</sup>。また政府当局や新潟県当局は、中央でのシンポが単なる学術的な性格のものではなく、原子炉設置許可手続の一環を成す中央公聴会的性格を持つとの見解を採り、地元公聴会と併せて二本立て公聴会と位置づけた。これに対し反対派は、柏崎原発計画が中央レベルで一人歩きし、地元では原子力全般の当否に関わる問題の議論が許されなくなることを恐れた（『国民政治年鑑』80年版、784頁）。その結果、地元住民の反対派組織「柏崎・刈羽原発反対守る会連合」は1976年6月8日、新潟県評の支援を受け、東京の東電本社前で抗議集会を開き、地元公聴会の開催中止を科技庁に申し入れた。原発反対の少数派を抱える学術会議も、中央でのシンポ開催が政府当局の原発建設計画の進展に荷担することになるという批判に配慮し、シンポ共催の返上を決めた。結局、君健男新潟県知事は地元反対派6団体と協議した結果、「開催を強行すれば、不測の事態をまねきかねない」と判断する。1976年6月18日、その旨を伝えられた。原子力委員会は、柏崎原発に関する公聴会開催断念を決定した<sup>(5)</sup>。

しかし同様の対立は1979年に再現された。原子力安全委員会は1978年12月、原発予定地での「公開ヒアリング」と中央での専門家による「公開シンポジウム」の開催を打ち出し、後者については学術会議に共催を申し入れた。これは批判を浴びた二本立て公聴会方式の復活構想であったが、日本学術会議（伏見康治会長）は、このシンポが、原発立地に際し実施される公開ヒアリングとは無関係であることを条件に、10月25日

の総会で共催をきめた。学会議が共催に踏み切った背景には、「米原発事故が提起した問題を究明しなければ、科学者の責任回避になる」という危機感があり、学術シンポの正式名称も「米国スリーマイルアイランド原発事故の提起した諸問題に関する学術シンポジウム」とされた。ところが原子力安全委がシンポ開催を決めたのは元々、米原発事故の発生前であり、二本立て公聴会であるとの立場を崩さなかった。しかし学会議は、もしこのシンポが流れれば、本来は米原発事故のような原子力全般に関わる専門的な安全問題を議論する場として予定されていない公開ヒアリングでも、原子力全般の安全論議を強いられ、ヒアリングの目的が達せられなくなることを懸念したと言われる（『国民政治年鑑』80年版783-785頁）。このため学会議は、シンポが原発設置許可手続の一環であるのか否かという本質的な点での曖昧さを放置したまま、シンポ開催に踏み切ったのである。

1979年11月26日、「学術シンポジウム」は東京・神田駿河台の中央大学で警官100人に守られて開催された。会場付近には反原発住民団体や学者ら150人が詰めかけ、警官隊ともみ合いになり、3人が公務執行妨害で逮捕された。シンポの入場予定者500人は全国から研究者ら約850人の参加応募の中から抽選で選ばれており、うち350名ほどが最終的には参加したが、会場付近の混乱のため、わずか40人ほどが入場した段階で開始された。また会場内でも、報告者の報告中に反原発派の学者がビラ配りを行い、理化学研究所所属の物理学者で反原発派の槌田敦が事務局職員によって会場外に排除されるなど、混乱が起こった。

原発反対派と学会議の対立点は3点指摘できる<sup>(6)</sup>。第一に、上述した学術シンポの性格規定である。原発反対派は、たとえ学会議が純粹に学術的なシンポを意図していたとしても、「安全委側は原発立地をスムーズに行うため実施する『専門家による公開シンポジウム』に沿うものとして位置づけている」点を突いた。反対派はまた、専門家しか参加できない学術シンポだけではなく、住民の参加できる公開ヒアリングの場でも原子力全般の是非を議論したかったが、学会議は、原子力全般の安全性論議は学術シンポで打ち止めにしたと考えていた。

第二に、シンポの運営方法についても反原発派は、学術シンポが入場者を学会議登録の学会員に限り、原発所在地の住民や一般市民の傍聴

や、反原発派の学者のパネリストとしての参加を拒絶していることを批判した。反対派も部分的には参加できるが、専門的議題の討論に限られ、拘束的決定を下す権限をもたない「無効化可能な意見表出のための専門家アリーナ」(voidable voice arena) (Flam 1994)ではなく、反対派が対等の立場で参加でき、本質的な議題を討論し、場合によっては拘束的な決定を下す権限も与えられた「対論型アリーナ」(contestation arena)の設置を求める立場である。

第三に、組織的な面では、社会党・総評と組んだ反原発派と、共産党の勢力が強い学術会議という対立図式が指摘される。学術会議同様、原子力開発の進め方について批判的であるにすぎなかった共産党は、『赤旗』紙上で学術シンポジウムに反対する運動を批判した。反原発派にとって、「代々木系の強い学術会議と安全委の共催シンポジウムは『行政(安全委)・共産党(学術会議)の合同劇』とみえたのだろう」<sup>(7)</sup>。

原子力安全委員会と通産省は、混乱にもかかわらず学術シンポが「無事」実施されたことを受け、TMI事故のあおりを受けて滞っていた原発新增設の立地手続再開に動き出した。個別原発計画の民主的正統性を確保するため、「公開ヒアリング」の実施を急いだのである。1979年1月に通産大臣が省議決定した実施要綱には、陳述人や傍聴人の範囲や人数の制限が含まれていた。特に陳述人の範囲を建設予定地点または隣接の市町村の住民に限定したことは、住民運動の外部支援者、特に批判的学者グループを締め出すことになった。学者の参加の場は学術シンポで尽くされたというわけである。また意見陳述の内容は通産大臣が事前に審査し、傍聴人も通産省が指名することになっていた。しかも当日の議事運営は通産省職員である議長に委ねられ、議長判断で発言を禁止し、あるいは混乱を理由にヒアリング自体を中止する権限が与えられていた。

初の公開ヒアとなったのは、関電高浜原発3、4号機増設の「第二次」安全審査の一環として、1980年1月17日に福井県高浜町で開かれた第二次公開ヒアリングである<sup>(8)</sup>。意見・質問は10分間、回答も10分間で再質問なしという制限があった。意見陳述人の資格は高浜町や隣接の大飯町、京都府舞鶴市及び綾部市に三か月以上住む20才以上の住民か、その委任を受けた人に限られ、あらかじめ要旨を提出した地元の申込者から原子力安全委によって選定された。反対派が申込みをボイコットしたため、

意見陳述人16名のほとんどは原発の必要性や増設を認める人々となった。会場周辺では総評・社会党の支援を受けた原発反対福井県民会議などの主催で、七百人が参加したデモや集会が行われた。

続いて1980年2月、東電福島第二原発3、4号機増設について第二次ヒアが実施された。原子力安全委は意見陳述人を20人に増やし、再質問を一回だけ認めた。しかし地元の反原発団体や社会党、福島県労評は会場周辺で七百人のデモを行った。この他、原子力安全委は1980年7月には九電川内原発2号炉、同年11月には日本原電敦賀原発2号炉について、反対派不在のまま、第二次ヒアを開いた。東電福島第二原発3、4号機はヒアから半年後の8月に、川内2号炉はヒアから五ヶ月後の12月に、また敦賀2号炉はヒアから一年二ヶ月後の1982年1月に、それぞれ通産大臣の原子炉設置許可を得て、着工準備に入った。一方、通産省の第一次ヒアは、柏崎刈羽原発2、5号炉が初の事例として1980年12月に開かれ、すでに前章で触れた通りの混乱が起こった<sup>(9)</sup>。

1981年に入るとヒアリング問題はさらに紛糾する。1981年1月28日、通産省は中国電力の島根原発2号炉増設に関する第一次公開ヒアリングを島根県鹿島町で実施、これに対し島根県評など反原発団体は全国からバス120台で五千人を動員して会場周辺で阻止行動を行い、機動隊も千二百人が出動、もみ合いが起きた。混乱にもかかわらず、島根原発2号炉は二ヵ月後の1981年3月、電調審で計画着手を承認された。

また3月19日には原子力安全委員会が中部電力の浜岡原発3号機増設に関する第二次公開ヒアリングを静岡県浜岡町で強行した。静岡県評など16団体で構成する反原発共闘組織は、前日夜、主に県外から動員した労組員など七千人による抗議集会を開いた。機動隊千五百人が見守る中、原子力安全委は意見陳述人20人と傍聴人426人を貸し切りバスで会場に運んだ。しかし「陳述人のすべてが原発推進派のため、『推進大会』の様相となった」<sup>(10)</sup>。「周囲から頼まれて応募して、選ばれたあとで『自分が(申請書の質問内容要旨に)何を書いたか、忘れてしまった』と町役場に向け込み、職員に『控えがあるから大丈夫』と励まされた人もいる。“狩り出し”があったのか、浜岡原発に勤める下請け会社の若者も」という「出来レース」の状態だった<sup>(11)</sup>。

ヒアリングをめぐる対立が激化していた1981年3月8日、四国電力が

原発新設計画の具体化の前提となる環境調査を申し入れていた高知県窪川町で、反対派住民の直接請求を受け、原発推進派町長の解職投票が実施され（投票率91.7%）、解職が成立した。原発立地をめぐる自治体首長のリコール成立は全国初であり、リコール阻止のため国会議員約20名を地元を送り込んで電源三法交付金によるメリットを訴えていた自民党や、新規地点の開拓に力を注いでいた通産省や電力会社に衝撃を与えた（西尾1988、57-58頁）。ところがリコール成立を受けて実施された4月の町長選挙では、解職された前職が原発の是非を問う住民投票条例の制定を公約に掲げ、当選した。その結果、窪川町では1982年7月、原発の是非を問う住民投票条例が全国で初めて成立し、反原発運動のみならず、全国各地の様々な市民運動から注目された。町長は住民投票の実施を引き延ばしたが、原発計画は1988年頃までに事実上消滅した。

窪川町長選と前後して、1981年4月1日、敦賀原発で給水加熱器のひび割れ事故が1月に起きたが秘密裡に修理されていたことが発覚、これに続いて次々と事故隠しや無理な修理などの事実が明るみに出る。4月18日には通産省が、同原発の一般排水路から高濃度の放射能が検出されたと発表する。社会、民社、共産の各党は調査団を現地に派遣し、国会でも政府の責任を追求した<sup>(12)</sup>。田中通産相は1981年4月24日の参院エネルギー対策特別委員会で、敦賀原発の事故に関連して、「原因などの解明と原発の安全性向上についての行政上の見直しをはっきりするまで、原発設置にからむ公開ヒアリングについては、計画通り実施を強行するというのではなく、弾力的な考え方をしたい」と述べた<sup>(13)</sup>。しかし結局、通産省は責任問題を回避して早期の事態収拾を図るため、4月30日、事故問題の「総合判定会議」に「中間報告」を提出し、日本原電に敦賀原発の運転停止六ヶ月を命ずる処分方針を公表した。

ところが運転停止処分に際して公開聴聞会の開催を義務づける原子炉等規制法の規定を見落としていたことが追及され、通産省は公開聴聞会を開かざるを得なくなった。これには「利害関係人」が意見陳述できると定められていたため、原発反対福井県民会議の小木曾美和子事務局長ら、福井、敦賀両市の住民3人が届け出を出した。ところが通産省は、利害関係人とは「処分によって法律上の利益が侵害される人」すなわち日本原電であり、漁民や地域住民は含まれないとの見解をとり、意見陳

述の申し込みを却下した<sup>(14)</sup>。

通産省資源エネルギー庁庁舎で6月12日に開かれた公開聴聞会ではまず通産省の担当課長が処分内容と理由をまとめた書類を読み上げ、続いて鈴木俊一・日本原電社長が3分間、意見陳述を行った上で陳謝とともに処分をすんなり受け入れ、聴聞会はわずか20分で閉会した。また聴聞会は「公開」のはずだったが、通産省は「会場が狭い」ことを理由に、339人の申込者の中から傍聴人を抽選で30人に限定した。その結果、地域住民で傍聴人に選ばれたのはわずか一人となった。原発反対福井県民会議や東京の反原発グループの約20人は通産省の玄関前で地元住民締め出しに抗議し、警備員らともみ合いになった<sup>(15)</sup>。

窪川町や豊北町（前章参照）に代表される新規地点での立地工作の挫折が重なるにつれ、電力会社と通産省はますます既設点増設路線に依存せざるを得なくなり、また敦賀原発事故や事故隠しの発覚によって原発や電力会社、通産省に対する信頼性が揺らいだため、当局は危機感を募らせ、ヒアリング問題でさらに閉鎖性を強めた。同じ理由で抗議行動も活発化したが、ヒアリング闘争自体は原発計画の阻止に具体的な成果を上げることなく、ますます儀式化の傾向を強めた。このため一部の地域では運動側がヒアリング闘争の修正を試みるようになる。

端的な例は巻原発計画の反対運動である。東北電力は新潟県柏崎市から遠くない新潟県西蒲原郡巻町に、4基合計4125MWのBWRを計画、1号機は1984年8月着工と1989年運転開始の予定で、すでに地元漁協との漁業補償や環境影響調査書の縦覧を終えていた。予定地の一部に未買収地が残っていたが、東北電力はいずれ土地買収を完了できると楽観視し、電調審上程に突き進むため、第一次ヒアリングの早期実施を望んでいた。通産省・資源エネ庁は1981年7月、敦賀事故で延期していたヒアリングの日程を8月28日開催に決めた。立地予定地の角海浜は日本海沿いの佐渡弥彦国定公園に含まれ、人口集中地である新潟市の中心から約30キロにあり、新潟市は東北電力に対し安全性に関する質問状を出すなど、周辺自治体も注視していた。

巻ヒアリングに向けては、自民党を中心とする推進派の方が猛烈な攻勢をかけた。電源三法交付金は巻町だけで26億円、固定資産税は運用初年度で50億円、地元漁協に支払われる漁業補償金や町への協力金などは

40億円も落ちることになっていた。推進派は、町内会組織を利用してチラシを配り、宣伝車を繰り出すなど攻勢を強めた。町内72地区の区長の大半が原発推進派であり、また事務局を町総務課に置き町の広報紙を配っている区長会は役員会で原発推進を決め、推進派のチラシやステッカーの配布を始めた。とりわけ「公開ヒアリングを成功させよう」というスローガンの書かれたステッカーを玄関に張っているかどうかは「町民としての踏み絵」だと言われたほどで、「張らないと村八分にされかねない空気も一部の地域にあ」った。「お上の言いなりに住民組織が使われるのでは、隣組の復活だ」と反発してチラシ配りなどを断った区長も2、3人いたが、区長会会長は区長会を「国や町のやることに協力する組織だ」と公言してはばからなかった。また地元建設業界や商店街は競って推進協力を精を出していた。8月21日には自民党巻支部など主催で三千人参加の「ヒアリング成功総決起集会」も開かれたが、地元建設業界に三百人の動員が割り当てられ、大手と中小業者が張り合っていた。さらに巻町商工会も7月中旬の臨時総会で早期着工要求を決議して東北電力に提出していた<sup>(16)</sup>。

その間、同盟の新潟支部である新潟地方同盟は1981年7月24、25日に柏崎市で開いた定期大会で、同盟の地方組織としては初めて「原発建設促進決議」を行い、8月の巻原発ヒアリングには組織的に協力し、書記長クラスの幹部を意見陳述人として送り込むことを決めた。さらに自民、公明、民社、経営者協議会、商工会議所などに呼びかけて、原発推進を目指す「エネルギー対策県民会議」の結成を運動方針の中に掲げており、従来の自民党主導とはやや異なる保守・中道の大同団結による原発推進運動の展開を目指していた<sup>(17)</sup>。

推進派はまた、陳述人獲得や傍聴人選定で組織的な工作を行った。その結果、今回もヒアリングは推進派のセレモニーと化した。地元巻町と周辺市町村からの応募者57人から通産省によって選ばれた20人の意見陳述人のうち、19人が推進派であり、このうち自民党員が8人、原発設置を契機に新潟県内20数市町村にできた「エネルギー懇談会」のメンバーが7人、東北電力の元職員や関連会社の重役など電力会社関係者が3人以上いた。エネルギー懇談会の場合、各組織にあらかじめ5、6人ずつ応募する割り当てがあり、宝くじの要領で往復葉書を使って一括して応

募した。また2276人の応募者から選ばれた312人の傍聴人にも同様の工作があった。なかには、エネルギー懇談会が本人の承諾なしに勝手に名前を使って応募した例もあった。当日の陳述の中には「関連工事の発注はぜひ地元」といった陳情めいたものもあった。また敦賀事故については午前中の陳述人6人のうち3人が言及はしたものの、「事故の影響で水産物などが売れなくなった。巻原発でそんなことが起こったら、電力会社はどんな補償をしてくれるのか」と、関心は補償に向いていた<sup>(18)</sup>。

これに対し反対派は「ヒアリング参加」か「実力阻止」かの二者択一を克服しようとした。反対派の中心勢力であった柏崎・巻原発設置反対県民共闘会議（社会党・総評系）は、従来のような大規模組織職員による一日限りの実力阻止闘争の限界を実感し、8月初め、通産相に対し条件付きでヒアリング参加の構えを示した。しかし通産相は新潟県を仲介役に反対派と交渉した際、陳述時間の延長や反対派への時間割り振りなどで若干の譲歩姿勢を見せたが、反対派が求めた「公開ヒアリングは建設を前提としたものではない」との位置づけの確認は拒絶したため、反対派はヒアへの不参加と当日の抗議行動を決めた。

反対派は窪川町の運動を参考に、巻町全戸を対象に住民一人一人に働きかけ、原発の是非に関して住民投票を要求する署名活動を行い、ミニ集会を重ねるなど、運動の輪を広げ、息の長い態勢をつくろうとした。ヒアリング当日は全国から反対派が7500人も集まり、実力阻止行動は控えたが、早朝から集会やデモ、会場を取り囲む座り込みを行い、午後からは「原発の可否を住民投票に問う」ための署名集めに各戸を回った<sup>(19)</sup>。

結局、巻原発計画は1981年11月、電調審で承認されたが、東北電力が未買収地の買収交渉に失敗したため、長期にわたって休眠状態となり、1996年8月、住民投票条例の全国初の実施で計画反対票が有権者の約半数に達したことで、事実上頓挫した。

しかし、巻以外の地点では相変わらず、労組中心の阻止闘争が展開された。巻と並ぶ主な新設地点の一つであった北海道の泊原発計画に際しての公開ヒアリング（1981年12月）では、総評系の全北海道労働組合協議会（全道労協）を中核とする反原発道民共闘会議による激しい実力阻止闘争が展開された。ここではヒアリングの数日前から会場前にピケを張っていた労組員と機動隊との間で小競り合いが生じ、負傷者や逮捕者

が出た。当日は会場周辺のデモに約八千人が集結し、道警機動隊3500人ともみ合いになった。また福井県敦賀市に計画された高速増殖炉「もんじゅ」に対しては、科技庁による第一次安全審査結果に関する地元説明会が1982年2月に行われ、1800人の抗議デモが行われた。さらに原子力安全委員会が7月に強行した第二次ヒアリングに対しては、原発反対福井県民会議や社会党、総評、原水禁国民会議が企画した抗議デモや座り込みに約一万人（警察発表で5800人）が参加し、警官も2000人出動した。

こうしたヒアリングの紛糾に対して、原発立地点の自治体首長から、国に対して改善措置を求める声が上がりはじめた。全国原子力発電所所在市町村協議会（全原協、29市町村、準会員12市町村）の高木孝一会長（敦賀市長）ら代表は1982年6月22日、通産省、科技庁、及び臨時行政調査会を訪れ、原発公開ヒアリングの改善を申し入れた。全原協はその前に開いた総会で、ヒアリングの「運営は全く形骸化し、地元は賛成派と反対派に騒動の場を提供しているに過ぎない」との理由で、ヒアリングの開催を「全面改革されるまで受け入れない」旨決議していた<sup>(20)</sup>。

これを受け原子力安全委は1982年11月9日、第二次ヒアリングの改革原案をまとめた。それによると、従来方式を原則としながらも、混乱が予想される場合、①通産省による安全審査結果についての地元説明会を開いた後、地元住民から文書で意見を提出させる、②地元住民に文書で詳しく意見を提出してもらうことを主体とし補足的に地元で直接、意見を口頭で聴取る会合を開く、の二方式のうちいずれかを、地元自治体の意見をきいて安全委員会が決めることになっていた。また第二次ヒアリングを一度実施した立地点への増設に際しては、新しい型の原子炉や出力が大幅に増大した原子炉でない限り、ヒアリングを大幅に簡略化するとした<sup>(21)</sup>。

これに対し1982年11月24日、全原協は東京都で理事会を開き、この改革案の受け入れを決めた。またこの理事会で資源エネ庁から示された、「増設についての第一次公開ヒアリングでも同じ方式を採用したい」との改革案にも同意した。これを受けて原子力安全委員会は翌25日、改革案を正式に決め、「文書プラス会合」方式による第一号は東電柏崎2、5号炉増設の第二次ヒアリングに決まった<sup>(22)</sup>。その一環として開かれる説明会は1983年1月23日に新潟県庁で開かれた。公聴会の出席者は文書

で意見を提出した24人と柏崎市長ら特別傍聴人4人のみとなり、一般の傍聴は認められなかった。反対派は当日、二千人のデモで応じた。

このように当局が打ち出してきた対応策は、「公開」ヒアリングの非公開性を強め、可視的な混乱の芽を摘むというものであった。しかし、これでは「ヒアリング」をアリバイづくりのために実施するという批判に証拠を与えるばかりであり、社会的対立の解消には結びつかない。結局、建設的な方向での対話への発意は、反対派の側から出てこざるを得なかった。先導役となったのは島根県評である。

島根県評は1981年1月に中国電力・島根原発2号機の第一次ヒアリングの際に阻止闘争をしたが、阻止闘争を理由にヒアリングの形骸化が進められたため、1983年5月に予定されていた第二次ヒアリングに向けて、運動の方向転換をした。県評は1982年10月から社会党県本部、島根原発公害対策会議を加えた三者で協議し、原子力安全委員会と話し合いを進めた。県評側は開催期間を一週間とすることや、自由な討論を可能にするため、意見内容の事前通告制の廃止など20項目を要望した。話し合いは難航したが、中国電力側が過去の原発事故の詳しいデータを提示することに同意したことから歩み寄り、島根県評と島根県、原子力安全委員会の三者は3月15日に合意した。これは反原発団体としては初のヒアリング参加決定となった。主な合意項目は以下の通りである。

- －従来1日間だった開催期間を5月13、14日の2日間に延長する。
- －1人10分までだった質問時間を（事前に申し出れば）40分まで認め、質疑も認める。
- －陳述人に地元住民の推薦する学者、研究者が出席できる。
- －陳述人は20人から30人で県評と一般公募を半々とする。
- －傍聴人の発言も一日計30分の時間内で認める。
- －出された意見が安全審査にどう生かされているかについて、安全委は一ヶ月以内に地元の説明する。

覚書は3月17日、島根県庁で、安全委と仲介役の島根県の間、また県評など反対派3団体と島根県の間でそれぞれ交わされた。島根県評はこの「島根方式」を原発の安全論議の枠組として提唱した。また安全委の

方は、島根以外でもできるだけ反対派がヒアリングの席につくよう柔軟に話し合いを続けていくとしながらも、反対派が話し合いに応じず、開催が難しい場合は82年11月に導入した「文書方式」も続けるという方針を打ち出した<sup>(23)</sup>。

しかし、このような島根県評のヒアリング参加方針に対しては、反原発運動内から反対の意見が多数上がり、『反原発新聞』紙上で論争になっている（『反原発新聞 I』、272-233頁）。例えば「巻原発反対共有地主会」にとって、公開ヒアリングとは、『住民、とくに反対派の意見を聞いてやる（実は、聞きすてるだけ）』ことによって住民の原子力行政への関わりを限定し、『原発建設の決定権が行政権力にある』という本質を強化、補完するための制度」であり、「ヒアリング闘争とは、『原発建設の決定権を住民に奪い返す』ことが本来の目標で」ある。従って『住民投票の実施とそのための公開討論会の開催』以外のいかなる制度、運営の手直しも、『自分の生命にかかわることは自分で決める』という住民の願いに背くものと断じざるをえないという<sup>(24)</sup>。

また島根原発反対闘争にも取り組んだ経験のある電産中国地方本部の活動家は、ヒアリング闘争が反原発闘争を労働運動の中に拡大した点を評価し、ヒア参加論に異議を唱えている。原発反対福井県民会議の小木曾美和子（社会党）も、ヒアリング闘争が局地的な反原発運動の全国連携強化を強化する役割を担った点を評価し、ヒア参加方針が、反原発運動を再び一地域の運動に矮小化させる危険性を指摘した。

さらに浜岡原発の反対派住民の小村浩夫は、「地域住民の委任を受けた科学者の陳述」が認められたことに潜む陥穽を指摘している。「住民の生活実態に即した反対意見が非科学的として切りすてられる状況をそのままに学者による代理戦争をすれば、その結果は、ますます住民の気持ちをなおざりにし、生活実感から離れたものにならざるをえないだろう」。本質的に「ヒアリングには、安全審査の範囲内という枠が蔽としてある。学者の代理戦争は、この枠組みそのものを問題とすることを難しく、論議を枠内に封じこめる働きをしてしまうだろう」。

こうしたヒア参加反対論に対し、島根原発公害対策会議は、ヒアリングにも「島根方式」にも幻想を抱いたり、制度改革の視点で捉えているわけではないと釈明している。ただ、ヒアリング闘争で原発立地手続が

本当に阻止できるかもしれないと考えて真剣に取り組んだが、次第にヒアリング自体が儀式化し、「真のたたかいとは遠く、私たちの目的とする『建設阻止』『延期』に一歩も近づけないことを実感させられ」という。そこで、戦いのやり方を変え、「ヒアリングのまやかしの実態と原発構造全体の虚構を、だれの目にも見えるかたちで明らかにすること」、また「原発の危険性・問題点を浮きぼりにし、大きく住民の意識を変える闘いをしようじゃないかということにした」（『反原発新聞Ⅰ』、279、272頁）のだと説明している。

では島根のヒアリングはどのように進化したのだろうか。原子力安全委員は1983年5月6日、意見陳述者32人を決め、そのうち反原発派に陳述者の6割、19人を当て、残る13人が推進派となった。ヒアリングは5月13日から2日間の予定で松江市の県立武道館で開かれ、傍聴人は540人が参加した。13日午前9時に開会されたが、御園生圭輔原子力安全委員長のあいさつの直後、反対派陳述人の小田川岩雄島根県評事務局長らが発言を求めて演壇に上がろうとし、科技庁職員らともみあいになった。原子炉等規制法に従って言及されるべき中国電力の技術能力について、通産省の安全審査書が触れておらず、ヒアリングの前提そのものが不備と主張しようとしたという。主催者側は反対派の発言を認めなかったため、反対派陳述人は別室で話し合った結果、午後からの陳述の中で追及していくことで収拾した。午後からは推進派3人、反対派6人が意見を述べた。また希望があった傍聴者10人のうち6人に、5分ずつ発言が認められた。反原発派は「ヒアリングに縦覧された安全審査資料が不備」と、主催者の安全委を追及、また県評グループの5人は発言時間が切れた後も、通産省に様々な質問を投げかけ、原発討論会のような形になった。しかし議論はかみ合わないままだったという。

第二日目は、地元県民のほか全国自治体などから約490人が傍聴し、意見陳述は推進派6人、反対派13人となった。反対派は温排水や漁業問題などを追及し、生活実感に根ざした意見を述べたが、通産省は型通りの答弁をし、質疑が再三中断するということを繰り返しながら、最後まで議論はかみ合わなかった。しかし小田川岩雄・島根県評事務局長はヒア参加の「成果」を次のように評価した。「通産省はわれわれの質問に三分の二も答えず不満が残った。しかし、反原発運動の立場から成果も

あった。現行のヒアリング制度が国と原子力安全委のなれあいの場であることが確実に印象づけられたこと、国の安全への対応がいかに不十分かということをはき出せた。今後は反原発団体主催の地元討論会を開くなど改めて反原発運動を広げ、2号機増設反対運動を強化する<sup>(25)</sup>。

だが5月の社会党、総評、原水禁国民会議の三者連絡会では、島根原発2号機の第二次ヒアリングへの否定的な評価で意見が一致し、これに基づき社会党は、原発の可否を問う住民投票制度が確立しない限り、公開ヒアリングに今後は参加しないとの基本方針を決めた。しかしこれ以後、ヒアリング闘争自体も下火になっていく。例えば原子力安全委（御園生圭輔委員長）は1983年12月、泊原発1、2号機建設に伴う第二次ヒアリングを開いた。反対派の最大組織の全道労協は当初、運営の改善を条件に参加の方針を表明していたが、結局、ヒアの運営改善がないことを理由に参加をボイコットしたものの、抗議行動に動員をかけなかった。その背景には、社会党右派に属する横道孝弘が1983年4月の統一地方選挙で北海道知事に就任し、「行政の継続性」を理由に泊原発計画を容認していたため、左派色の強かった全道労協や社会党道本部が知事支援の立場から泊原発への反対姿勢を弱めていたことが指摘される（田中1999；大嶋1988）。当日の現地泊村では、「反核・反原発全道住民会議」（柏陽太郎代表）などの反対派約二百人が抗議集会を開いたにすぎなかった。

その後、政府側によるヒアリング形骸化はさらに進んだ。通産省は1984年9月末、柏崎3、4号機増設に伴う第一次ヒアの開催を新潟県と柏崎市に打診していたが、地元自治体は、混乱を繰り返すだけだとして文書方式への切り替えを強く求めた。これを受け通産省は1984年10月29日、ヒア中止を決め、代わりに回答も文書で済ませる「完全文書方式」による意見聴取への切り替えを打ち出した。文書による意見は10月31日の官報による告示後40日間、通産省・資源エネルギー庁原子力発電課で受け付け、その後に通産省は報告書を作成、東電側の回答とともに30日間、通産省で一般に縦覧することになった。この決定の理由として通産省は、地元自治体からの要望とは別に、柏崎原発ではすでに2、5号機について第一次ヒアを済ませ、全体計画をめぐる論議は尽くしており、3、4号機増設は同型炉の増設にすぎないからだと説明した。今後も、新規立地については従来通り第一次ヒアを実施するが、増設については

実施を原則としながらも地元の要請があれば文書方式にする方針を明らかにした。増設とはいっても、安全性論議に限られる第二次ヒアと違い、計画全体の是非が論じられるという建前の第一次ヒアの中止であるので、通産省の姿勢の後退ぶりは際だっていた<sup>(26)</sup>。こうして公開ヒアリング闘争は、制度の無意味さを「暴露」するには十分な役割を果たしたが、政府側はヒアの形骸化で応じ、原発計画の阻止や政策論議の活性化といった具体的成果は何も残すことができなかったのである。

最後に、公開ヒアリング闘争の副産物として、警察による反原発運動に対する警備強化に触れておこう<sup>(27)</sup>。十分正確とは言えないが、統計的資料としての相対的優位性から、『警察白書』に基づいて検討してみる。『警察白書』の「公安の維持」の章で「原発闘争」が独立の項目になったのは1981年の大衆運動をまとめた昭和57年版からであり<sup>(28)</sup>、その契機は公開ヒアリング闘争であった。昭和60年版までの4年間、「原発闘争」の項には公開ヒアリング闘争しか記述されていないほどである。また1981年記載の検挙者18名中9名や、1982年記載の検挙者27名中18名、1983年記載の検挙者10名全員が公開ヒアリング関係であった。

警察が公開ヒアリング闘争をこの時期の主な標的とした表向きの理由は「極左暴力集団」の参加である。1981年と1982年の公開ヒアリング闘争に動員された労組員など「左翼諸勢力」2万2500人及び1万2000人のうち、「極左暴力集団」からそれぞれ1200人及び700人が参加していたと記されている。しかしこれが本当だとしても「極左」の参加は0.5%程度にすぎない。しかもこの2年間を除くと、過激派の参加者数は記載されていない。警察は「極左」だけでなく、総評系労組も含めた左翼全般に対して敵対姿勢を強めており、左翼がヒアリングの開催運営という国家行為の実力阻止を図る点が、注目を引いたのであろう。

しかし『警察白書』によるとヒアリング闘争の動員力は1983年以降顕著に減少し、1984年には5800人、1985年には800人にすぎなかった。1984年から1986年までの3年間における反原発運動の動員数5万4千人～7万4千人に占める割合は1～8%にすぎず、ヒアリング闘争は明らかに消滅に向かっていた。にもかかわらず1980年代前半を通して反原発闘争に伴う検挙件数は10件前後、検挙人数は10～27名の間で安定していた。ヒアリング闘争が収束しても、警備強化の傾向は反原発運動の他

の部分に向けられるようになったのである。そうしたものとしては、1985、1986年の場合、北海道・幌延町の廃棄物貯蔵施設と青森県六ヶ所村の核燃料サイクル基地の両計画や核燃料輸送に反対する闘争が挙げられている。反原発運動に対する取締りは、非暴力直接行動が増加した1988年、検挙件数22件及び検挙人数36名で過去最高となった。その前年の1987年にはどちらもゼロであったのを見ると、新しい反原発運動の台頭が治安当局をいかに刺激したかがうかがえる。しかも単なるビラ貼りのような穏健な行動に対しても、軽犯罪法などを名目にした活動家への弾圧が見られるようになった<sup>(29)</sup>。

しかし非暴力直接行動が人目を引いた「反原発ニュー・ウェーブ」が退潮すると、原子力問題での警察の出番も減少している。ドイツとは異なり、日本では大量の市民と左翼学生が原発予定地の占拠に訴えることはなく、また極左グループの大規模な介入から警察との暴力的衝突が発生することもなかった。暴力にせよ、非暴力にせよ、直接行動は十分社会的に受容されず、1970年代前半までの漁協や1980年代前半の労組による組織動員の枠内で行使されたにすぎない。しかも公開ヒアリング闘争はすぐに儀式化した。当局は手続面での閉鎖的対応に終始し、警察が本格的に乗り出してくる必要はなかったのである。

## 第五章第一節注

(1) 二次冷却系の給水ポンプの故障で増大した一次冷却水の温度と圧力を下げため、一次系の加圧器の圧力逃し弁が開いた。しかしこの弁が開放したまま固着状態になったため一次冷却水が流出し、炉心の空炊きが進行、これに機器の故障や操作員のミスが加わり、炉心溶融に至ったという事故である。

(2) 大飯原発の他にも、11月には関電・高浜原発2号炉で95トンもの一次冷却水が漏れる事故が、また12月には九電・玄海原発1号炉で加圧器の圧力逃し弁が開放固着状態になるなど、TMI事故につながった故障をほうふつとさせる故障が次々と日本のPWRで発生した。

(3) 「中央で公開討論会 科技庁方針 地元と二本立てに」七五六七五〇2「(解説) 原発公聴会のあり方 実りない“言いつ放し”」七六六六二六1。柏崎原発の場合、公聴会開催に関する原子力委員会の四要件には該当しなかったが、「建設予定地点に断層があるなど、地盤に関して不安を訴える専門家も出たため」、地元が公聴会開催を要望する方向に動き出したのを受け、科技庁・原子

力委員会が公聴会開催を決めたのである。

(4)「原発建設シンポジウム開催 住民の反対強く? 当面、協力は困難 学術会議原子力特別委が方針」七六二七六六六。

(5)「柏崎原発公聴会なし」七六六六一二六。

(6)『国民政治年鑑』80年版、779頁に引用の読売新聞記事。

(7)「原発学術シンポに反対し討論集会」七九11九六七九。「根本的に違う 反対派の発想」七九11九九九。

(8) この増設計画はすでに1978年3月、TMI事故の一年前に電調審を通過した後、手続が遅れていたが、通産省は1979年11月に「第一次」安全審査にゴーサインを出し、そのことを根拠に通産省主催の第一次公開ヒアリングの方は開催不要とされていた。ただ、第二次ヒアリングの方も通産省が一次審査の結果を説明し、住民の質問や意見に対し回答や見解を述べる形になっていた。

(9)「原発 新規着手へ動き 柏崎刈羽 12月にヒアリング」八〇10八〇三五。

(10)「震源域の安全問う 浜岡原発公開ヒアリング 厳戒下に抗議デモ」八一三七四五一。

(11)「形式ばかりが先行 耐震論議あとまわし 反対派シンポも低調」八一三七五九一。

(12) 社会党の調査団は4月25日に現地入りし、反原発派の科学者である久米三郎や小出裕章、高木仁三郎が同行した(『国民政治年鑑』82年版、744-746頁)。

(13)「公開ヒアリングは当面、慎重に対処 通産相表明」八一四九四三六。

(14)「傍聴申し込み12倍 原電敦賀処分聴聞会」八一六七三10「地元住民締め出し 敦賀原発公聴会『利害関係はない』」八一六三九二四。

(15)「形式だけの聴聞会 原電処分 意見陳述たった三分 停止六ヶ月を“甘受”」「反原発派を締め出し」八一六四五五1、2。

(16)「公開ヒアリング近づく 巻原発 推進派 区長パワー頼む チラシ配布・決起集会」「町内会動員に『隣組復活』の声」八一八六六六一。

(17)「原発促進を大会決議へ 新潟地方同盟」八一七八五八三。

(18)『『世論』工作で綱引き 新潟・巻原発 あす公開ヒアリング』「賛成派 自民を軸に大攻勢」八一八八九〇1「推進派、補償を柱に 巻原発の公開ヒアリング 反対派、拒否し抗議デモ」八一八九五五4「工作の跡ありあり 陳述人など“動員” 組織あげ大量応募」八一八九六九1。

(19)「反対派 息長い柔軟戦術に」八一八八九〇1。「いずれにせよ、推進派も反対派も『世論』という多数派を引きつけようと、住民一人ひとりへの働きかけをしているのが今回の際立った特徴だ」った。

(20)「原発公聴会の改革など要望 立地の市町村」八二六七九五五。

(21)「原発の第二次公開ヒアリング 文書で意見聴取 原子力安全委原案」八

二11三一五5。

(22)「文書方式受け入れ 全原協 原発二次ヒアリング」八二11九〇九1「原発第2次ヒアリング まず東電柏崎・刈羽2、5号」[安全委、文書方式導入を決定]八二11九六一4。

(23)「原発公開ヒアリング 島根で新方式成立」「自由討論など合意 県評、初参加へ踏み切る」八三3五九五1、2「原発公聴会 “島根方式”を確認」八三3六五八1。合意項目について詳しくは『反原発新聞I』、274頁参照。

(24) 柏崎の反対派主要三組織（守る会連合、柏崎原発反対同盟、柏崎地区労）もまた、住民の自己決定権を保障すべきとの立場から、ヒア参加の方針に反対した。『建設の是非は住民が決定』の条件なしに、住民の意向をどのように代弁するのか。原発に不安を感じる住民は、電力や賛成派と、反対派から、二重に疎外されてしまう。

(25)「陳述者の六割 反原発派から 『島根』ヒアリング」八三5一七九8「あす開催 反対派初参加の原発ヒアリング 島根」八三5三六五10「島根原発ヒアリング 反対派が初参加 安全審査書めぐり混乱」八三5四三五1「亀裂の深さ、まざまざ 『新方式』でも衝突」八三5四五〇2「島根原発ヒアリング 反対派、次々に質問 議論かみ合わず初日幕」八三5四七四3。「“官僚答弁”に不満の声出る 島根原発ヒアリング」八三5四七七6「最後までかみ合わず 島根原発ヒアリング 二日間の日程終了」八三5四九一3「改めて反原発運動 小田川岩雄・島根県評事務局長の話」八三5四九一7。

(26)「直接対話ついに中止 原発公開ヒアリング大幅後退 文書で意見聴取 『柏崎刈羽』増設」八四10一一六五1。1983年11月の柏崎2、5号機の第二次ヒアで行われた文書「プラス」方式では主催者の原子力安全委員会が、一般の傍聴は認めなかったものの、意見の郵送者を新潟県庁に集め「地元意見を聴く会」を補完的に開いた。

(27) 警察が原発問題に注目する動機には、反原発運動を治安の攪乱要因として有力視するようになった面と、警察の関与領域（権限・予算・組織人員）を拡大する機会を原発問題に見出した面が混在している（西尾1988）。

(28) それ以前、例えば昭和54年版では反原発闘争は反火発闘争と合わせ、「公害闘争」の項で扱われており、反むつ闘争はさらに別項で扱われていた。

(29) 例えば1988年2月、愛媛県松山市の四国電力愛媛支店の入居するビル前の路上で、伊方2号機の出力試験反対のステッカーを歩道橋や道路標識の支柱に貼っていた主婦が、県野外広告物条例違反・軽犯罪法違反の現行犯で警察に逮捕されたという事例が発生している。

## 文献

## 第四章

石川真澄 1995『戦後政治史』東京：岩波書店、岩波新書。

岩垂弘 1982『核兵器廃絶のうねり—ドキュメント—』東京：連合出版。

内橋克人 1986『原発への警鐘』東京：講談社、講談社文庫。

小野耕二 1998『日本政治の転換点』（新版）、東京：青木書店。

鎌田慧 1996「新版 日本の原発地帯」東京：岩波書店。

『環境破壊』。

『環境と公害』1997「特集 環境アセスメント制度」『環境と公害』27巻1号。

月刊社会党編集部 1985「人物風土記 社会主義者の群像 新潟 小作争議から反原発闘争へ新潟を揺り動かす不屈の精神」『月刊社会党』355号、114-120頁。

『原子力市民年鑑』（各年版）原子力資料情報室編、東京：七つ森書館。

原子力資料情報室 1995『脱原発の20年 原子力資料情報室と日本 世界の歩み』東京：原子力資料情報室。

『原発闘争情報』『原子力資料情報室通信』原子力資料情報室編。

『国民政治年鑑』各年版（1962-1995）国民政治年鑑編集委員会。東京：日本社会党機関紙局。

清水英介 1982「電力労働者の反原発闘争 電産中国から」西尾漢編『反原発マップ』東京：五月社、178-186頁。

砂田一郎 1978「市民運動のトランズナショナルな連携の構造—各国反原発運動間のコミュニケーションの発展を中心に—」『国際政治』59巻「非国家的行為体と国際関係」、81-107頁。

『資源エネルギー年鑑』資源エネルギー庁監修・通産資料調査会刊行。

諏訪雄三 1997『日本は環境に優しいのか 環境ビジョンなき国家の悲劇』東京：新評論。

『総評四十年史Ⅱ』1993「総評四十年史」編纂委員会編『総評四十年史 第二巻』、東京：第一書林。

高木仁三郎 1999『市民科学者として生きる』東京：岩波書店、岩波新書。

中野実 1992『現代日本の政策過程』東京：東大出版会。

日本経済調査協議会編・発行 1975『住民運動と消費者運動—その現代における意義と問題点—』。

日弁連 1994（日本弁護士連合会 公害対策・環境保全委員会）『孤立する日本の原子力政策』東京：実教出版。

日弁連 1999（日本弁護士連合会）『孤立する日本のエネルギー政策』東京：七

つ森書館。

長谷川公一 1990 『『現代型訴訟』の社会運動論的考察—資源動員過程としての裁判過程』、『法律時報』61巻12号、65-71頁。

畠山弘文・新川敏光 1984 『環境行政にみる現代日本政治』大嶽秀夫編『日本政治の争点』東京：三一書房、233-280頁。

『反原発新聞Ⅱ』1992 反原発運動全国連絡会編『反原発新聞縮刷版第Ⅱ集（101号～160号）』京都：野草社。

福永文夫 1996 「日本社会党の派閥」西川知一・河田潤一編『政党派閥』東京：ミネルヴァ書房、241-290頁。

前田幸男 1995 「連合政権構想と知事選挙—革新自治体から総与党化へ—」『国家学会雑誌』108巻11・12号、121-182（通巻1329-1390）頁。

宮本憲一 1989 『昭和の歴史⑩ 経済大国』東京：小学館。

吉岡斉 1995c 「原子力行政機構の再編」後藤邦夫・吉岡斉編『通史日本の科学技術 第四巻 転形期 1970-1979』東京：学陽書房、143-156頁。

吉岡斉 1999 『原子力の社会史 その日本の展開』東京：朝日新聞社。

Nelkin, Dorothy and Michael Pollak, 1981: *The Atom Besieged. Extraparliamentary Dissent in France and Germany*. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.

Rucht, Dieter, 1994: *Modernisierung und neue soziale Bewegungen. Deutschland, Frankreich und USA im Vergleich*. Frankfurt am Main and New York: Campus Verlag.

Tanaka, Yuki 1988: “Nuclear Power and the Labour Movement”, in Gavan McCormack and Yoshio Sugimoto, eds., *The Japanese Trajectory: Modernization and beyond*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.129-146.

## 第五章第一節

『朝日新聞』縮刷版。

大嶋薫 1988 「泊原発と横道道政—一つの間報告—」『世界』12月号、79-82頁。『警察白書』。

『国民政治年鑑』各年版（1962-1995）国民政治年鑑編集委員会。東京：日本社会党機関紙局。

小宮山宏 1995 『地球温暖化に答える』東京：東大出版会、UP 選書。

瀬木耿太郎 1988 『石油を支配する者』東京：岩波書店、岩波新書。

高木正幸 1990 『新左翼三十年史』東京：土曜美術社。

田中康夫 1999 「原子力発電と住民投票請求運動」前田壽一編『メディアと公共政策』東京：芦書房、178-197頁。

西尾漠 1988 『原発の現代史』東京：技術と人間。

『反原発新聞Ⅰ』1986 反原発運動全国連絡会編『反原発新聞縮刷版（0号～

100号)』奈良：野草社。

吉岡齊 1999『原子力の社会史 その日本的展開』東京：朝日新聞社。

Flam, Helena, ed. 1994: *States and Anti-Nuclear Movements*. Edinburgh: Edinburgh University Press.

図表

図 4-1 : 日本の反原発運動の動員組織

